



宮城縣米穀商同業組合沿革史

特 231
140
本



始





初代組長 山田勝太郎氏



氏七庄田太 長組代二



氏郎八雄嶋手 長組代三



氏郎五小澤永 長組副元



氏治黨沼飯 長組副元



氏吉利田鴉 長組副元



氏郎太道谷荒

同



氏治平喜淵岩

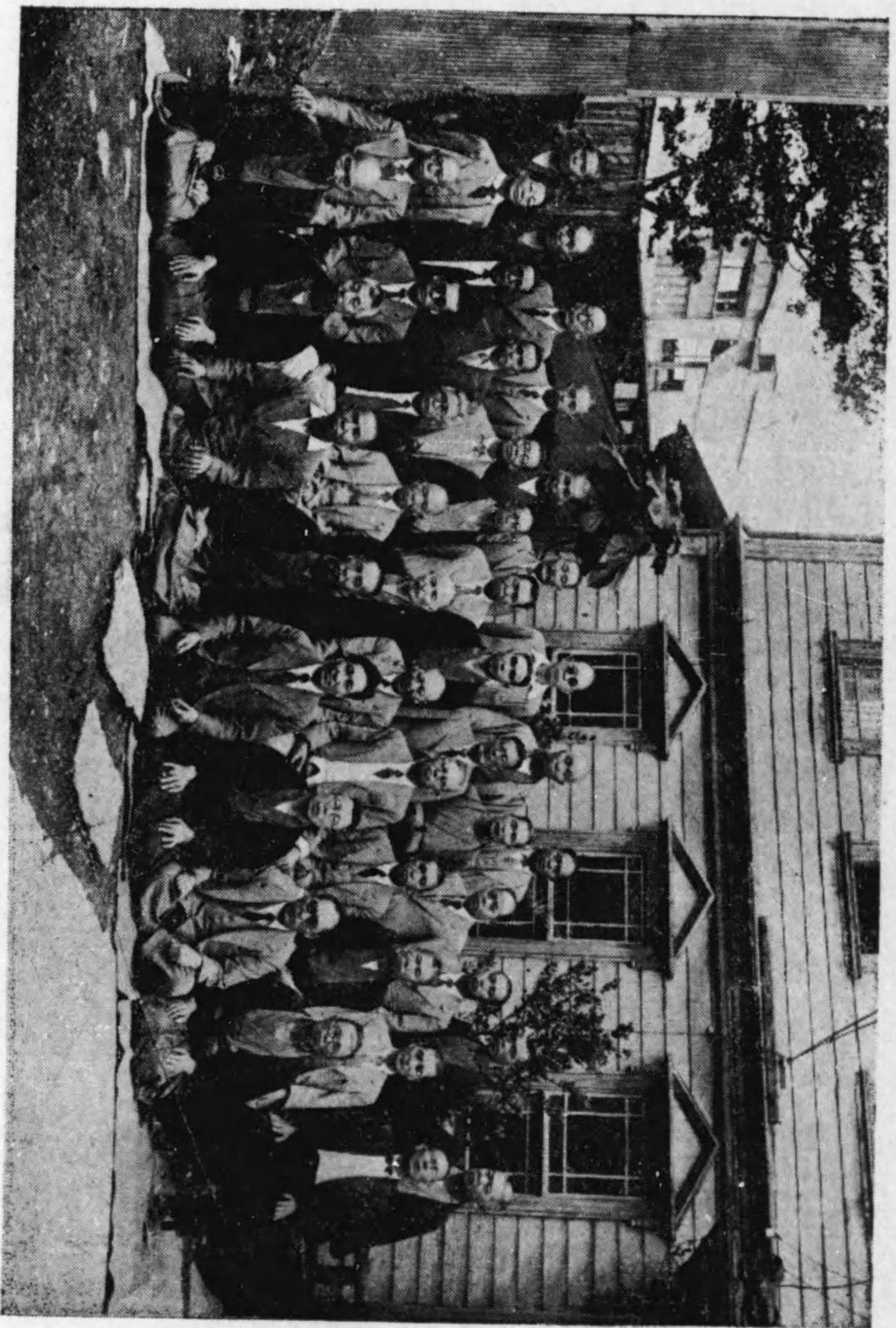
長組副



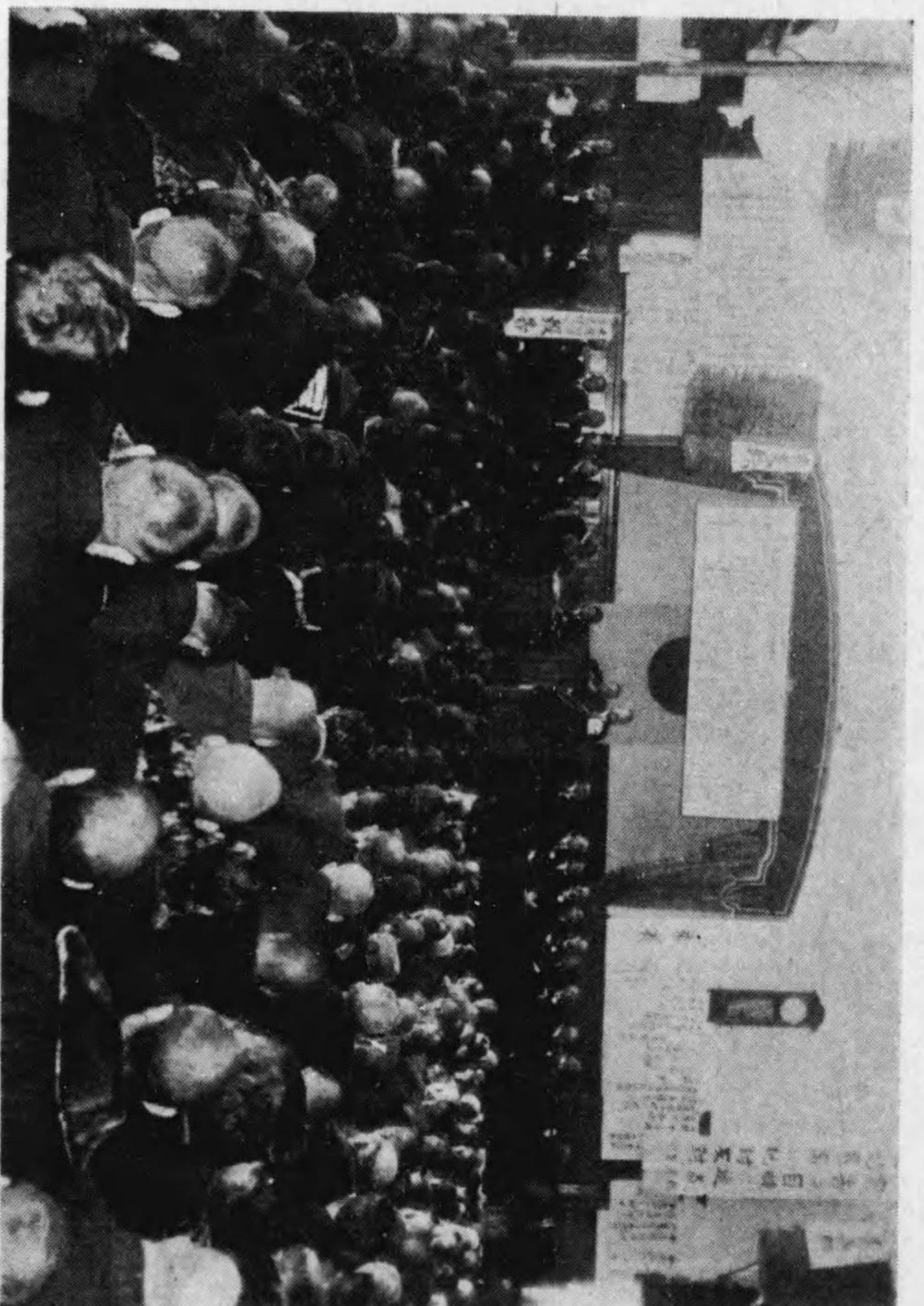
同一員議評合組業同商穀米縣城宮
(在現月九年五十和昭)



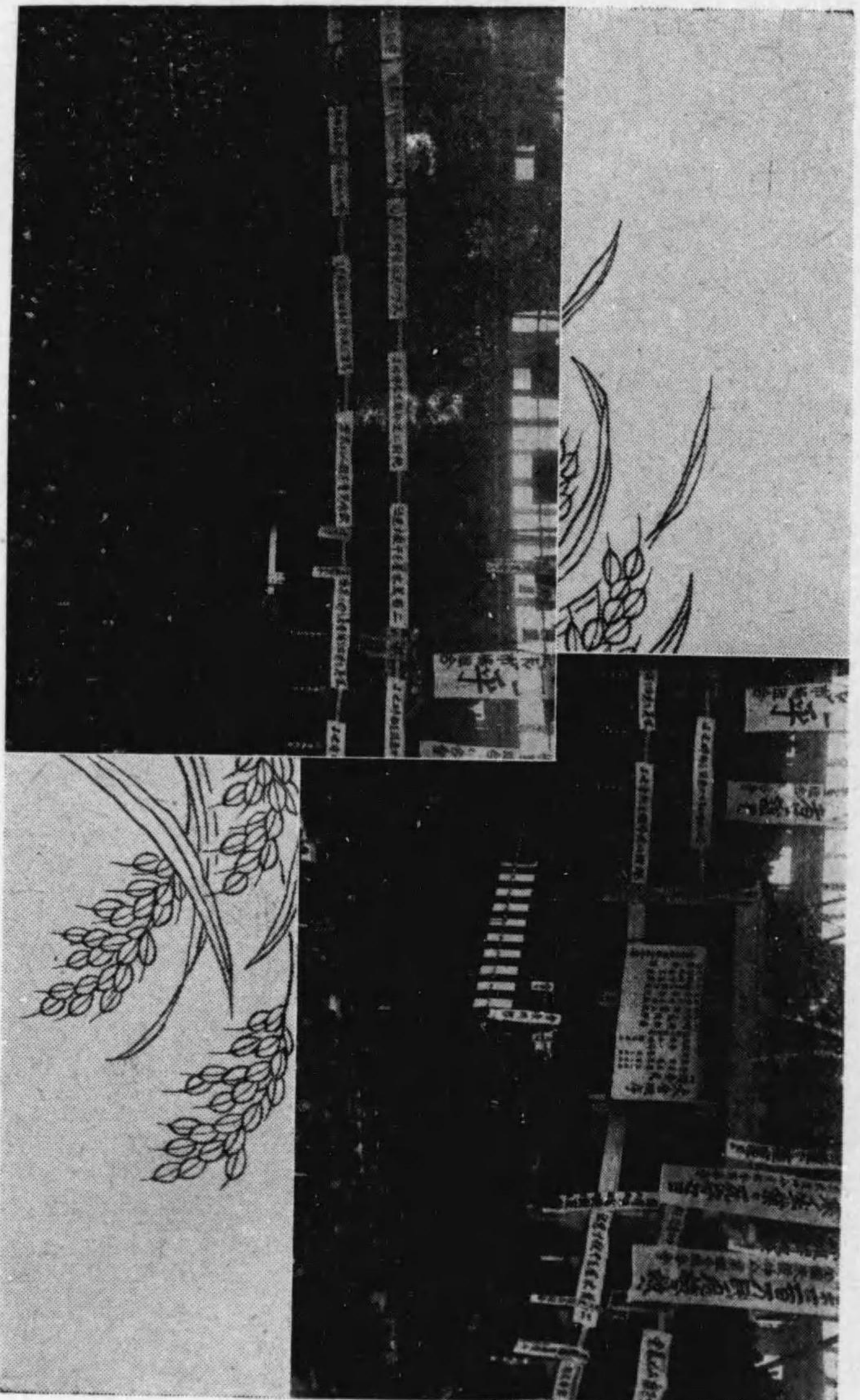
宮城縣米穀同業組合部長出席者



同 一 員 議 代 合 組 業 同 商 穀 米 縣 城 宮
(在現月十年五十和昭)

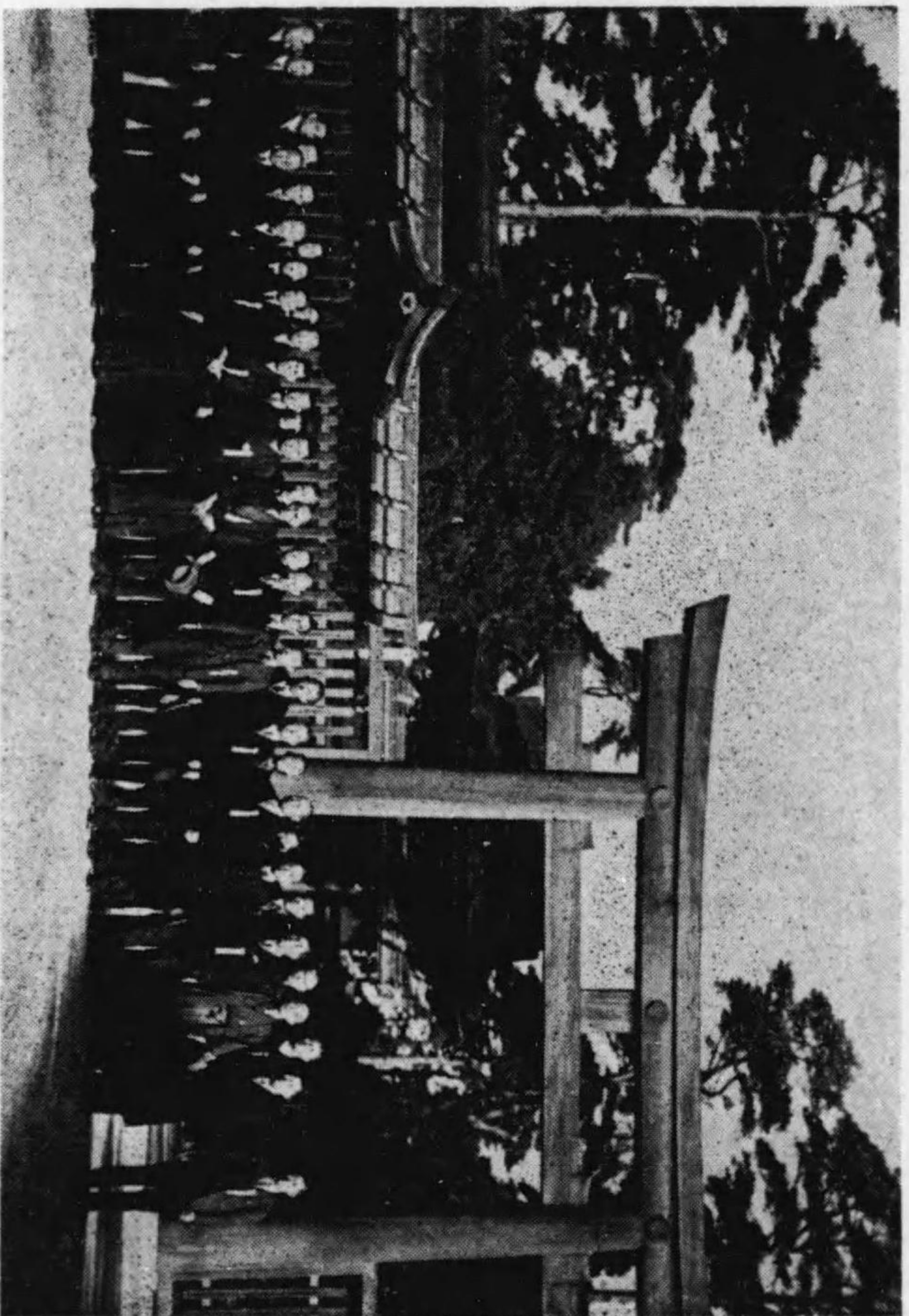


堂會公市臺仙於 日八月二十年八和昭
(名千貳衆會) 會大者業穀米縣六北東



館按國京東於日一十月三年十和昭
會大急緊會合聯合組商穀米國全回二第
名二十百四加參縣本萬五慮無業會

館按國京東於日八月二年十和昭
(名八十九百三加參縣本)會大合聯商穀米國全



員委京上對反案理管治自穀米護擁權商
(月三年十和昭) 願祈拜參宮神治明

目次

はしがき

組合は斯くして創立された……………一

本縣産米の改良と米穀商同業組合……………一三

創立から解散まで……………三二

大正初期の米穀多額移出者調べ……………四二

功勞者に對する感謝と表彰……………四五

商權擁護に映ゆる昭和期……………四七



支那事變と應召者の慰護	五四
組合の發達と人物	五五
古記録から拾つた沿革片々	六〇
米の港……石巻の股賑を語る	六四
組合解散の理由	七〇
石巻から……浦賀へ……深川へ	七二
米のはなし	七四
役員一覽表	一

はし が き

三十有餘年といふ、輝かしい業績を持つ宮城縣米穀商同業組合の沿革誌としては、内容外觀共に甚だ整はざるの憾みがある。然し、その憾みは、全く編者の責に歸するものであり、輝かしい歴史に對して、申譯のないことだと思ふ。編輯を引受けて、いざペンを執らうとすると、先づ第一に、纏つた記録の尠ないことに當惑した。或は古い新聞とか、報告書類とかを蒐集して參考資料に供したり、或は古老の記憶を喚起したり、相當の苦心を重ねて、大體の筋道を立てたものである。僅か半月や一ヶ月位の短い旅日記をものするにも、毎日々々の記録がないと、却々スラ／＼とは書き得ないことがある。況んや三十有餘年の長い歴史に於てをやである。第二の困惑は、編者自身の手前勝手の態度に因るものだと自覺したが、出來得るだけ、この種の編纂に有勝ちな、履歷書式な乾燥

無味から脱して、無關係者にも、半ページ位は讀み續けて貰ひ得る様なものに仕上げたい心算で筆を進めたが、組合の業務職分が、極めて地味な堅實なものであり、而かも、創設以來解散まで、波瀾と稱すべき何等の事故もなく、恰も巨象の大地を踏んで歩むが如く、一步一步、靜かに力強く進んで來た組合であるから、所謂、特筆大書に値すべき無軌道的事實がない。有りとすれば、夫れは縣産米の改良發達と、米商界に對する偉大にして着實なる功績である。嫻字舞文の餘地がない。斯うした惱みの裡に編述したものであるが、記述したものに嘘飾のないことだけが、セメてもの心安さである。装幀の拙なさや、誤字誤植があれば、それは凡て編者の責に歸する。本誌編纂に就いて副組長荒谷道太郎氏より、諸事指導と援助とを寄せられたることを附記して謝意に代へたい。

昭和十五年十一月吉辰

編者 富田廣重

組合は斯くして創立された

……生みの親初代組長山田勝太郎氏の功績……

……創立當時の縣産米に對する四圍の狀勢……

物の成るは、成るの日に成るにあらず、必ず、困つて來るところありと、詞は古いが、慥かに永久不易の眞理である。米商同業組合が、明治三十七年十二月二十五日に創立され、爾來、歳を閱すること三十有八星霜、昭和十五年九月九日の臨時組合會に於て、解散を議決したのであるが、創立以來の業績に就いては、別記各項目に於て略述した通りである。然し、創立に到るまでの經過を知り、之れを永く後世に傳ふることも、組合の沿革を叙する上に、最も肝要なことであると信ずるが故に、特に此の項を擧げたのである。組合に保存されてある『明治三十七年十二月二十五日、創立總會決議録』に依つて、當日の議事進行狀態等が明白であり、また『宮年縣米商同業組合創立發起人會決議録』に依つて創立直前の事情も、明かに窺察されるが、それだけを摘述したのでは、何んの變哲もない。例へば、明治三十七年十二月十日、仙臺市東三番丁五城館に於て宮城縣米商同業組合發起人會を開會、左の事項を議決す(一)定款を議決す(二)創業費は原案通り承認す(三)同業者に對する同意書及通知書等を議決す(四)發起人總代を山田勝太郎と定め組合設置に關する認可申請書を農商務大臣に差出すこと及其他設立に關する必要の事項一切を處理すること(五)議事録署名

者左の如し青木貞太郎、今藤清吾、山田勝太郎、右の通り決定候也、明治三十七年十二月十日、署名三人記名調印とあるだけのことである。更に創立總會の決議録も、勿論速記録ではなく、筆記に依つたものであるから、極めて簡単に要點のみが記録されてある。例へば、

明治三十七年十二月二十五日午前十一時仙臺市表小路宮城縣會館講事堂ニ於テ開會、組合創立發企人總代山田勝太郎君ハ來會者遠來ノ勞ヲ謝シ組合設立ノ必要ナル所以ト今日迄ノ經過ヲ述ベ且ツ定款其他ノ議案ハ草率ノ際起按シタルモノナレバ萬事不完全タルヲ免レテ十分審議ノ上完全ナモノトセラレタシ猶此ノ際會場整理ノ爲メ座長ヲ舉ゲラレタシト述フ

と記され、臨席の田邊輝實知事、山田氏の紹介にて登壇、組合設立の希望と注意を述べ、高橋徳右衛門氏の發議に依り、山田勝太郎氏會長席に就き、議事に入つた狀況が記されてある。そして一切を議了し、午後六時三十分散會に到るまでの、議事進行狀態を極めて簡単に記録してあるが、當時の同業者は何名なるやとの質問に對し、山田會長は、九百二十六名なりと答へ、然らず精査すれば二千名を算すべしと發言するものあり、この同業者數に關して議論湧き、山田會長は「本日の出席者數は百四十一名委任狀六百四十五名なれば、組合員總數九百二十六名に對し、三分の二以上なれば、法律上當然開會に差支なし」との宣言に對し、増澤朋重、菅野安治、佐々木伊兵衛、櫻井慶藏等の諸氏より「明治十八年米商組合組織當時、二千名を算したものが、今日九百二十六名に減少せりとは肯定し難し」など、可成り強硬な反對意見の續出した模様が窺はれる。反對論に對して、鴛田兵次郎、佐藤運三郎等の諸氏より賛成説が述べられて相對峙し、結局は滿場一致可決、山田勝太郎氏組長に、太田庄七氏副組長に各就任、評議員として佐藤啓之丞(伊具)鈴木儀助(亙理)津田伴作(柴田)鈴木藤左衛門(刈田)大友善三郎(名取)鈴木紋三郎(宮城)阿部萬藏(黒川)齊藤林右衛門(加

美)小松安治(志田)中鉢繁三郎(玉造)小野寺武三郎(栗原)長谷部常藏(遠田)松村嘉内(登米)五島市三郎(桃生)鴛田兵治郎(牡鹿)星才一(本吉)増澤朋重(仙臺)を舉げ、顧問として小山參事官、早川市長、佐藤第四課長、今井縣農會技師、北畠技手、田手屬を委嘱し、更に相談役に、氏家清吉(伊具)武田吉平(亙理)北條伊平(柴田)渡邊佐吉(刈田)佐藤神治(名取)高橋熊太郎(宮城)伊澤平藏(仙臺)高橋仲之助(黒川)菊地信次(加美)手島雄八郎(志田)湯村半兵衛(玉造)高橋徳右衛門(栗原)安住仁次郎(遠田)山田義三郎(登米)齊藤善右衛門(桃生)佐藤丈輔(牡鹿)高橋長十郎(本吉)熱海孫十郎(取引所)等の諸氏を舉げて、目出度し／＼となつたのであるが、斯うなるまでには、幾多の波瀾曲折があり、初代組長山田勝太郎氏の犠牲的奮闘と偉大なる功績とを看過してはならない。

……明治二十六年以降本縣産米の改良に努む……

……一進一退の改良氣運を向上の一路へ促進……

山田勝太郎氏は、嘉永五年十一月二十三日、廣島縣安佐郡三篠村字楠木柳河内百九十六番地の荒谷常太郎氏の長男として生れ、廣島市白鳥の山田角五郎氏の養子となつた人である。廣島藩士の嗣子として文武兩道を修めて成人したが、維新の大變革期に際し、軍人となつたが病氣の爲め志を易へて商人を志し、九州中國の米穀を大阪兵庫に搬賣して利を收めたのが、同氏をして米商界に活躍せしむるに至つたスタートである。海産物の有望なるを知つて北海道の視察に赴いてゐる留守中に、

家業の失敗を見、明治十六年には、所謂貨物積込みの船舶が難破したため、致命的な打撃を受け、遂に廢業の已むなきに至り、單身上京して再起を計り、幾多の辛酸を嘗めた結果、投機に手を染めて多少の利を得、再び大阪に移つて米相場を試みたが、百戰百勝、ドン／＼拍子に當り、巨利を占むるに至つた。然るに、明治十七年の米價奔騰に際し、投機界に有勝ちな、一夜乞食の悲境に陥り、どうにもならなくなつたが、不屈不撓の勇猛心を失はず、當時、政府の大事業として天下に知られてゐた宮城縣野蒜開港のことを知り、將來を見越して野蒜港に事業を起さうと志し、大阪から野蒜まで無錢徒歩で乗り込んで來たのである。これが、山田氏をして宮城縣に定住せしむるに至つた素因である。斯くて明治二十八年二月、仙臺に定住の身となり、翌二十九年一月、米商に従事し、同年十二月、仙臺米穀取引所仲買を開業するまでの一起一伏、波瀾極りなき氏の生活は、全く一編の小説である。放浪の途次、遺がの氏も進退谷まり、名勝松島の富山山嶺に於て死を決した時、折柄、同所の古刹に巡拜の一旅僧に諭され、豁然悟る所あつて、死魔の手から脱することが出來たといふ事實さへある。夫等のことを記述することは省略するが、氏が仙臺市定住以前、栗原郡や石巻に在りて、米商界に携はつたのは、明治二十六年以降であるが、重要物産なる本縣産米の改良に就いて絶えず力を致し、明治二十八年七月、本縣産米改良に關する意見書を同業者間に配布したり、他の先進米産縣を視察して參考に資する等、不斷の努力を續けてゐた。殊に、本縣産米關係者として、忘るゝことの出來ない氏の功績がある。それは、別項にも記した通り、明治十八年五月六日付甲第四十六號の縣令を以て組織された米商組合が、何故に、所期の目的を達し得ずして解散したかといふ理由を検討して、善後の處置を講じたことである。當時の米商組合は、本石米改良の目的で米檢

査を行つたものであるが、その検査の方法等を調査の結果、斯の如き自治的米商組合では、到底その實を擧ぐることは至難であるといふ點を認めた結果、他の方法に據らねばならないと考へだが、先づ何よりも、縣下の米商を刺戟して、米穀の精練に起因して受くる各自取引上の利害得失を痛感させることが肝要である。それには、本縣輸出米の過半を定期取引受渡米に充當してゐる東京米穀取引所と、仙臺米穀取引所との格付表を改正することが先決だと考へた。何故かといふに、從來の受渡米格付表は、上米を渡すよりも、却て下米を渡すもの、方が比較的利益があつたため、受渡米に充用する米としては、上米よりも下米が好まれるといふ結果になり、改良策に對して妨げとなつてゐる傾向があつたためである。そこで山田氏は、先づ東京仙臺の兩米穀取引所に要望し、上米歡迎の見地から、上米に對しては格付を進め、下米には、格付を思ひ切つて低下し、上下米の差格を大ならしめ、上米には利益著しく、下米は問題にならないといふやうにして、改良の効果を誘致しやうと努めたが、兩取引所共に、容易に採用して呉れなかつた。これ等の運動は、悉く山田氏の自費であつた。その後、明治二十九年になつて、東京米穀取引所は、山田氏の要望を容れて格付の改正を行つたが、仙臺の取引所は、反對論者が多く採用に至らない。そこで、山田氏は、前述の通り、明治二十九年、自ら仲買人となつて宿志の貫徹に盡さうとしたものである。翌三十年、氏は仙臺取引所の監査役に就任したので、反對説を排し、格付の改正を斷行した。斯くして上米下米の差格と賣行の狀況を如實に示して、生産者始め當業者の自覺を促さうとしたが、三十年は凶作、翌三十一年は輸出米どころか飯用米にも不足を告げたが、幸ひ豊作だつたので、氏は、米産地の遊説に努めた。三十二年は秋揚げ不良といふ歳柄を重ね、その都度、産米改良氣運の一進一退する實狀を知つて、

賣買價格の刺戟だけでは、到底改良の實を擧げることは難しい。精神的に米改良の大切なことを感得せしめなければならぬ。それには、縣當局の協力援助を必要とするとして、氏は、縣當局に向け、建議又は出願に及んだ。

……縣會も縣農會も營業者までが改良案反對……

……東京取引所から産米改良を説かれる當局……

斯くして、明治三十三年五月、當時の平岡縣内務部長より、米改良方法諮問のため、山田氏と手嶋雄八郎、高橋徳右衛門の三氏が招かれ、高橋氏病氣欠席山田手嶋兩氏より夫々答申に及んだ。氏は、自費を以て九州中國東海道北陸地方を視察し、他縣の米改良法を本縣に實行せんことを期した。然るに、全年は米作減收米質極めて粗悪なりしたため、東京米穀取引所は、本石米の武州中米に對する格下、一石に付五十錢乃至六十錢程度であつたものを、突然一圓乃至一圓十錢格下げしたので、手嶋高橋の兩氏急遽上京、格下徹退の運動を試みたが効を奏さなかつた。三十四年豊作、三十五年大凶作と過ぎ、三十六年、氏は、輸出米検査を施行しつゝある諸縣に出張して調査の結果、本縣にも縣事業として之れを施行するの急務なるを痛感してゐたが、翌三十七年の秋揚げ不良に因る米質疎悪のため、東京取引所では、格下げどころか、本縣米を格付より除外するといふ内議ありとの報が傳へられたので、各方面に非常な衝撃を與へた。氏は、應急對策として、東京取引所の格付除外を喰

留め置き、然る後ち、縣事業の輸出米検査を實施し、同時に、本縣一圓の米商を一團とする米商同業組合を組織して、産米改良に盡率しやうと覺悟したが、當時の實狀は、氏の改良策に共鳴賛同する者尠なく、却て反對論が多數を占むる狀況であつた。氏は、遊説に印刷物に、あらゆる方法を講じ、手段を盡して反對論者の説得につとめた。縣下各町村に出張して産米改良の急務を説き、米商組合組織の必要を力説した結果、米商人は十中の八九分まで、氏に賛意を表するやうになつた。當時の實狀は、縣農會でさへ、氏の改良案に反對の聲高く、その總會に於て、米改良に關する諮問案に對し、議論百出、縣營検査案や米商同業組合結成案の如き、反對論が多數を占めてゐた。然し、幸なる哉永野勇吉氏の動議に依り、山田勝太郎氏の米改良案を聽取することに決し、佐藤議長の求に依り、氏自ら壇上に立つて説明した結果、滿場一致の賛成を得るに至つたものである。一方、縣會側の空氣はといふに、これ亦た反對論者多く、氏は、縣會議員を各個に訪問面接して、利害得失を説き廻るやら、書面に依るやら、非常な苦心を拂つた。後年、氏は當時を述懐して、「あの時程、苦心したことはない。利害得失を調査も研究もせず、無茶苦茶に反對するのだから閉口した」と語つてゐた。十年一日の如き氏の奮闘に感動したのか、流石に頑強なりし反對論者も、漸次賛成の意を示すに至り、明治三十七年十一月三十日の縣會に於て、米穀改良に關する議案は、滿場一致可決、愈よ米検査の如き改良政策が、翌三十八年の一月一日より實施せらるゝことになつたのである。當時の縣當局が、縣産米の改良に關し、いかなる態度に出で、どの程度の熱意を有してゐたかその一斑を窺ふに足る資料として、左の書簡の寫をを記述しやう。この書簡は、明治三十七年十月廿七日、東京米穀取引所理事長片野重久氏より、宮城縣知事田邊輝實氏宛てたものである。

謹て一書を呈候陳者貴縣下産米の義は從來東京地へ多大の輸入相成候殊に定期取引に於ける掛米の如きは多額の集米を爲し得らる、便あるより弊地當業者に在りては競ふて貴縣下産米を歓迎する實況に有之候是れも畢竟貴縣下産米の多額なると其の乾燥調製等他國産米に卓越せる結果と破存候然るに最近翌年以來貴縣下産米調製乾燥漸次不良に相成り隨て弊所が毎年制定する受渡米格付表中に於ける階級の如きも他國産米に比し勢ひ降等せざるを得ざる場合と相成已に現今の等位は別紙格付表の如き最下級に有之弊所定期米取引の受渡に方り各當業者より貴縣下産米を代用として提出するものある時は受渡米検査役は格付表の階級に依り格付検査をなし受渡を履行せしめ來り候得共當業者に在りては兎角其の乾燥調製等の不良なるを以て其の極取引の圓滑を缺くに至らんとする嫌往々有之旁三十七年産米受渡格付表の制定に方りては貴縣下産米に對し之を格付より除外し更に未定格米と爲さんとする論議さへ有之遺憾の至に勝へず元來内國産米の改良たる國家經濟上至大の關係を有するものなるは今更申す迄も無之殊に多額の産米を輸出せらる、貴縣下の如きは其の聲價を得ると否らざるとにより御縣下經濟上亦至大の關係を有せらる、義と奉存候彼の秋田富山岡山三縣の産米の如き從來弊地當業者の擯斥する處となりたるが爲め頗に其の聲價を失墜し延いて該縣下に於ける損失の尠少ならざるを認められ現に岡山富山兩縣の如きは昨年來縣事業として其の改良を實行せられ其の結果本年産米の弊地市場に出穀せらる、ものは殆ど別物の觀有之隨て當業者にありては競ふて之れを購買せんとするの傾向に有之候過日各地方長官閣下京地御會合の當時當地廻米に最も深き關係を有せらる、地方長官閣下の御來所を煩はし各廻米中に就き其の乾燥調製等の不良なるが爲め格下げ引石等の

實況を供尊覽進んで改良上の御高見をも親しく拜聽致度企望を以て御貴臨を煩はし候處當時岡山富山秋田の三縣知事閣下の御臨席を賜はり閣下には御用の御都合を以て御貴臨を賜はらず殘懷至極に奉存候茲に聊か卑見を開陳し國家經濟上の爲め貴縣下産米聲價挽回の爲め改良の方法御實行にも相成候はゞ彼我の幸福不過之と奉存候威望を冒瀆し恐惶已むなし勿々 敬具

明治三十七年十月廿七日

株式會社東京米穀取引所

理事長 中野重久

宮城縣知事 田邊輝實殿

右の通りの書簡であるが、何んだか、産米縣の知事が、取引所理事長から、お叱りを受けてゐるやうで面白い。

……生産検査と組合組織に盡した山田氏の功勞……

……藍綬褒章記に明示された産米改良の光彩……

上述の如き經過で、愈よ明治三十八年一月一日から、縣營の米検査が實施されることになつたが、その前に、米商同業組合を組織して置かないと、凡てに不便だといふので、氏は縣當局と協議の上

急速組織に着手したが、いざ組織となると、今度は地方の發起人や役員等の顔觸の點に於て故障を唱へる者が現はれた。漸く縣下八十三名の代表者を選定して發起人に擧げ、氏は推薦されて總代となり、此の項の勞項に記した様な順序で成立を告げたが、現在に至る組合なのである。創立を見るまでの一切の費用は、山田氏の自辨に依つたものであるが、成立後の組合經費としては、輸出米一俵につき貳厘宛徴收する規定であつた。然し、三十八年の大凶作以來、引續く凶作の爲め、輸出米も尠く、隨て經費も不足を告げたので、事實は氏の個人支出に依つたものである。初代組長に擧げられた氏は、産米改良の上に、益々献身的努力を續けたことは語るまでもない。別項「本縣産米の改良と組合」の項に記述した通り、早植の奨励、架掛乾燥の勵行、稗拔取の勵行等に關する諸縣令や、輸出米検査より、更に生産検査の實施を見るに至るまでの、氏の努力は多大なものであつた。生産検査施行案を、組合の決議を以て縣當局に建議した時の如き、當局にも反對論が多かつたため、氏自ら三重岡山富山石川の各縣下に出張して、實際の調査を遂げ、効果の顯著なるを確認して、之れを縣下各方面に周知せしめた結果、當局の賛成するところとなり、明治四十年の通常縣會に提案されるに至つたが、三十三名の議員の中、賛成者僅かに四名といふ状態なので、例に依つて各個説得に努めた結果、賛成者二十七名といふ大多數で可決されたのである。斯くして、本縣産米は漸次改良の歩みを進め、東京市場に於ける本石米の聲價も漸く恢復するに至つたのである。明治四十一年一月二十六日、再選されて二度目の組長となり、三度目の組長として在任中、不幸二豎の冒すところとなり、大正元年十一月逝去されるまで、本縣産米の改良と米商界の發達向上の爲めに盡瘁された功績は偉大なものである。宜なる哉、明治四十二年一月二十九日、藍綬褒章拜受の至榮に浴し、

多年の犠牲的公益奉仕が、茲に漸く報ひらるゝに至つた。

日本帝國褒章之記

宮城縣仙臺市元寺小路

山 田 勝 太 郎

資性潤達夙ニ米穀商ヲ營ミ本縣ノ産米粗惡ニ流レ聲價ヲ墜サントスルヲ憂ヘ同業者及生産者ヲ勸誘シテ組合ヲ組織シテ輸出米ノ検査ヲ行ヒ之カ改良ヲ圖ラントシ又受渡米ノ格付ヲ改正シ之ヲ行ハントシテ盡力スル所アリ明治三十年仙臺取引所ニ入り銳意其整理ヲ圖リ又各地ヲ視察シテ米穀改良ノ必要ナルヲ唱導シ同三十七年理事ニ選マレ尋テ常務理事ト爲ル偶是歲凶歉産米粗惡東京市場ニ於ケル格付ヨリ除外セラレントスルヤ株主ヲ代表シテ京ニ上リ百方奔走能ク之ヲ抑止シ從是愈々輸出米検査ノ急務ナルヲ説キ遂ニ其實行ヲ見ル爾來宮城縣産米ノ聲價頓ニ騰リ毎歲輸出額約四十萬石ノミニ對シテモ凡ソ六十萬圓ノ利益ヲ得ルニ至レリ洵ニ實業ニ勵精シ成績著明ナリトス仍テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰セラル

明治四十二年一月二十九日

賞勳局總裁從二位勳一等伯爵 大 給 恒

右の褒章記に明示されてある通り、氏の此の榮譽は、全く米に關する功績に依つたものである。宮城縣米穀商同業組合に取つて、手嶋雄八郎氏が、育ての親であるならば、山田勝太郎氏は、生みの親である。歴史長き組合を解くに方り、創業の功勞者を偲ぶために、この項を特記したものである。

本縣産米の改良と米穀商同業組合

……… 明治初期に於ける本石米の危機………

……… 最初の同業組合は三十年に解散………

明治三十七年に創設された宮城縣米穀商同業組合の沿革を記述する上に、どうしても附記して置かなければならないことは、同じく全縣下の米商を以て組織したる宮城縣米商組合取締所なる機關が、明治十八年から全三十年まで存在してゐたといふことである。茲には、本縣の産米史を説くものでないから、詳述すること避けるが、由來、本縣の産米は、仙臺藩政時代は、現在の國家管理に類する藩政管理が施行されてゐただけであつて、貢米制度と買米制度との下に、可成り嚴重な米検査が行はれてゐたため、品質、乾燥、調製等も完全に行はれ、江戸市場に於て、本石米と呼ばれて聲價を高めてゐたものである。それが、明治維新後に至り、貢米制度から租税金納制庭に改められる等の關係から、生産者の産米に對する觀念が、質より量へと變り、知らず／＼の間に、品位の

低下を招來するに至つたものであらう。尤も、舊體制から新體制に變革された直後の國民生活であるから、各般の事象の變化を見たのは當然のことであり、地租改正實施の際の如き、田地山林を所有してゐると、多額の税金を徴收されるといふので、美田に金錢まで添へて、叩頭百拜、他人に譲渡したといふ、嘘の様な事實が珍しくなかつた時代であるから、産米の品位の低下も已むを得なかつたであらうが、斯くては、縣經濟の上に、非常な影響を來すので、時の縣當局は、明治十一年粗惡米取締規則を發布して産米の改良に努めた結果、漸次その効果を示して來たが、いかなる事情に因りしものか、明治十四年農商務省の注意に依つて、粗惡米取締規則を廢止したため、再び本石米の聲價を失墜するに至つた。そこで、縣當局も對策に腐心した結果、明治十八年、縣下の米商と相計つて各地に組合を組織せしめ、この組合をして、輸出入の検査を行はしめた結果、漸次改良の實を擧げ、市場に於ける聲價を挽回するに至つたが、今度は、組合自體が、種々の事情に累せられて、明治三十年、遂に解散の止むなきに至り、従つて、輸出入の検査も廢止されたため、再び本縣産米の品位は年と共に低下し、別項に記述した通り、明治三十六七年頃には、東京米穀取引所受渡の格付から除外されや

うとするまでに慘落するに至つた。茲に於て、縣當局も營業者も狼狽し出し、明治三十七年、再び米商同業組合なる機關を復活せしめ、全年十二月輸出入検査規則を發布、翌三十八年一月より實施といふことになつたのである。序でに附記して置きたいことは、明治初期に於ける米商人の概況である。米の取引には、巨額の資力を必要とすることは更めて説くまでもない。然るに、今日と異つて、銀行の如き金融機關も發達せず、交通機關も不備な時代に、一取引に何千何萬のところか、大手筋になると幾十萬圓といふ巨額の賣買を行ふのであるから、資力と膽力とを具備した者でなければ、到底米商人として思ふ存分の活躍は出來得なかつたものである。米商同志の取引以外、米商人と生産者たる農家との間に於て、所謂青田買が行はれ、凶作等の事故に因り手金流れになつた事例など珍とするに足らない。その手金流れになつた賣買契約書等を、米商人から譲り受けて相手方の百姓を責め立て、これが基で地主になつたなどいふ挿話も生れたものである。

……愈よ本格的な同業組合の再組織……
……産米改良施設に對し消極的協力……

明治三十七年山田勝太郎氏を初代組長とし、本縣として二度目の米商同業組合なる機關が生れたが、創立當時の組合の主なる使命は、組合自體が積極的に活動するといふよりは、縣の産米改良事業に協力するといふ極めて消極的なものであつた。事務所の如きも、仙臺米穀取引所内に同居といつた形であり、それが大正三年十月、仙臺市裏五番丁一〇番地の取引所受渡倉庫表の家屋に分離し同業組合の單獨事務所として、組合独自の仕事に入ることになつたのである。然し、それまでの組合事業は、極めて消極的であつたといひ、縣の輸出米検査所の實體は、實は組合の代辨所の如き觀があつた。検査所の豫算案は、全く同業組合の手に依つて編成され承認されたのであるから、組合として、表面は消極的に見えても、實質に於ては、縣の検査所なる機關を通して、産米の改良に貢献してゐた譯である。當時は、未だ産業組合がなかつたので、農産物、特に産米の改良等に關する縣令の如きは、米穀商の意見に依つて定まつたといふても失當ではない。縣の米検査所が、獨自の方針に依つて活動し出したのは、明治四十三年以降である。縣の米検査に關する沿革を説くことは、本縣産米改良獎勵に關する沿革を語ることであり、極めて重要なことではあるが、同業組合の沿革誌を、出來得るだけ簡單明瞭に纏めるといふ上から、遺憾ながら詳述する餘裕がない。たゞ同業組合の職分と米検査とが、密接不可分の關係にあるため、茲には極めて簡単に、本縣産米改良

獎勵に關する沿革を略記して書きたいと思ふ。米が、本縣の重要物産たることは更めて説く要もない。本縣に於て、明治三十七年十二月始めて輸出米検査規則を制定發布し明治三十八年一月から實施されたが、その頃の本縣の平年産米額は約百二十萬石であり、内八十萬石内外は、縣内に於て消費され、三十萬石乃至四十萬石が縣外に輸出されてゐた。縣外移出の七割乃至八割は東京市場に送られ、一割五分位が岩手縣へ、残り一割五分程度が、京濱地方以外の市場に送られるのであるから、東京市場に於ける本石米の聲價の良否は、直ちに縣經濟の消長に影響するのである。單り、米のみに限つたことではないが、商品に對する良否識別の感覺は、他地方に比して遙かに東京は鋭敏である。殊に、食料品や嗜好品に對して、著しく敏感があるから、品質の高下は、直ちに市場に現はれる、少しは、値が高くても良質のものをといふのが、東京市場の要望である。米の如きも東京市場等には、どうしても賣れないやうな二流三流米は、漁場とか鑛山とか製糸工場とかいふ、質より値の安いものを歓迎する方面に向けるより捌け口はないのである。故に、米の如き主要物産は、東京を市場とすることが、凡ての點に於て利益なのである。その大切な市場で、聲價を落したのだから問題は大きい。乾燥調製共に不充分、霖雨期や土用を経過すると腐敗米が出て貯藏に耐へない、依裝が粗雑なるため、搬送中に脱漏する等々の理由から、東京米穀取引所の格付表中の最下位に墮落し、遂には、格付外に除外せられさうな形勢になつたので、米穀商は勿論、關係當局の狼狽し出したのも無理はない。それまでは、どんなに格下げされても、東京市場に於て、中位を保ち續けて來た本石米が、格外に除外されるといふまでに低下するに至つた原因には、いろ／＼あらうが、要するに、當時の生産者たる農民が、御本穀作りの名稱に残るやうに、依裝にまで細心の注意と誠意

とを傾けて作つた愛米の農民精神を忘却し、賣つて金に代へれば足るといふ功利的觀念から現はれた結果の粗製濫造である。斯うした思想を助長せしむるに至つた原因の一として、看過し得ないことは、貢米制度から、租税金納の制度に變つた政治體制變革の農民心理に及ぼした影響である。

……本石米の墜價低落は愛米思想の低下……

……組合の建議答申案は直ちに縣の施設……

講談や浪花節等にある水戸黃門諸國漫遊中の或る日、場所は仙臺領の一農村に於て、米俵に腰掛けて、旅の疲れを慰ふた光圀公が「殿様に差上げる大事な御年貢米に尻をつけるとは、年寄にも似合はぬ馬鹿隠居奴」と叱責され、危く百姓婆さんの薪雜棒を見舞はれるところであつた……」といふ物語は、慥かに、當時の純眞な百姓心理の一端を表現したものと見て興が深い。斯うした思想が、時代の變革に伴れて、いつの間にか消え失せ、物より金へと變つた結果が、本石米品位低下であらう。更に驚くべきことは、米の容量や重量を増加するため霧吹き米を、俵米の中に混入して、販賣米は勿論、年貢米にさへした實例が、随時隨所に發生したといふことである。米商人仲間では、これを「アヒル米」と呼んで警戒した。この状況を見て、地方有志や當業者は、輸出米検査の急速實施を要望し、縣當局も亦た公益上放任し難しとあつて、夫々活動を開始するに至つた。米商同業組合や縣農會から、輸出米検査施行の建議を正式に縣當局に提出したので、明治三十七年十一月十八

日、時の田邊輝實知事から、宮城縣農會に對し、左の如き實施要項を示して、其の得失利害を諮問した。

- 一、縣は縣費を以て縣外輸出米検査所を設けること
 - 一、各級農會に於ては規約を設け米質改良の方法を定め極力實行に勉むること
 - 一、米商に對しては同業組合を設置せしめ其の規約を以て輸出米は必ず検査を受けしめ且違背者には制裁を加へしむること
 - 一、右検査の範圍は當分稗、粳、碎米、青赤米を除き俵裝を改むること、し漸次其の歩武を進むること
- 右の諮問案に對して、同月二十二日、總會滿場一致縣農會長田邊輝實の名を以て賛成決議の答申をしてゐるが、希望條件として(一)検査は、縣内各停車場及港灣を通過する玄米に就き、都て検査すること(二)検査は、明治三十八年一月一日より施行せられたき旨を附記し、別に、農會に於て實行すべき事項を加へ、末尾に

▲本會は米商同業組合と聯絡を通じ米質俵裝等に關する同一の規定を定め同一歩調を以て改良を圖ることを強調してゐる。米商同業組合としては、同年十二月二十五日、組長山田勝太郎氏より、總會の決議に依る左の建議案を、田邊知事宛に提出した。

米商同業組合建議

本石米改良促進の爲め明年一月一日より縣内の港灣及鐵道停車場を経て輸出する米に對し検査を御施行可相成御計畫の趣獨り不肖等當業者の幸福なるのみならず縣經濟の發達上實に應急の御處置と奉存候就いては大要左の條件に依り検査規則御制定速に御實施あらんことを希望仕候

(一) 米は宮城縣輸出米検査所の検査に合格したるものにあらざれば輸出するを得ざる事

(二) 検査を受くべき米は左の各號に適合する様調製すること

イ、乾燥を充分にすること

ロ、秕、稗、碎米、土砂、塵芥等は充分除去すること

ハ、糶 米一俵に付四合以下たらしむること
但三十八年九月三十日迄は一合に付六十粒以内とす

ニ、一俵の秤量は四斗たること

ホ、俵装は二重とし左の方法に依ること

但縣内に輸送のものに限り二重俵とせざるも妨げなし

▲ 藁は能く乾燥せるものを用ゆること

▲ 内俵は四十五封以上四ヶ所編とすること

▲ 外俵は七十封以上四ヶ所編とすること

▲ 棧俵は完全なるものを用ゆること

▲ 紐は打臺を以て製し横紐は中縦紐は太紐とすること

▲ 外俵口尻の取方は内俵の棧俵の上に當て脱粒の虞れなき様緻密に緊括すること

▲ 横紐は一筋を以て四方掛とし兩端の横紐に引掛け結とすること

(三) 左の各號を具備するものを合格とし其他のものを不合格とすること

(イ) 乳燥充分なるもの(ロ) 粒形齊一なるもの(ハ) 糶の混入は米一合に付四十粒以下のもの(ニ) 碎米屑

米秕神土砂塵芥等の混入少きもの(ホ) 容量四斗のもの(ヘ) 俵装の完全なるもの

(四) 検査所には検査所附近の産出米を備へ之を標準米として検査せられたきこと

これ等の答申に依つて、縣當局は即時斷行と決し、明治三十七年十二月二十六日規則を發布し、翌三十八年一月一日より實施したのであるから、その間、僅かに六日に過ぎない。その間に、検査員を任命するやら、検査所を定めるやら、事務開始に些の支障もない様に、一切の準備を整へたのだから驚く。當初の検査所は、▲長町▲増田▲岩沼▲槻木▲大河原▲白石▲亘理▲鹽釜の八支所を統轄する仙臺検査所▲鹿島臺▲高城▲瀬峯▲新田▲石越の五支所を管轄する小牛田検査所と▲登米支所を持つ石巻検査所であつた。今分ならば、縣輸出米検査の電撃的開始とでも、新聞は報じたであらう。更に驚く可きことは、この米検査規則の發布は、前に記したやうに、米商同業組合が、答申書を提出した翌日、答申案即規則となつて發布されたかの觀がある。以て、當時の米検査所は、米商同業組合の代辨所の様なものであつたと説いた意味が判然したと思ふ。

……輸出米検査實施後の本縣産米……

……臨機應變の建議で縣當局を鞭撻……

然らば、輸出米検査實施後の成績が、如何であつたかといふに、實施後、縣當局から、東京深川廻米問屋事務所に問合せた調査依頼に對する回答が、明治三十九年七月、左の如く到達してゐる。

三十七年産米には陸前改良米として市場に現はるゝものあり此の種の米は普通陸前米に比し常に三十錢乃至四十錢方高位に取引せられたり

右の様に、成績の良好を報じてゐるが、然し、この回答文を以て、直ちに、検査の趣旨目的が、縣下の産米關係者に徹底したものと判ずるのは早計である。何故かといふに、三十七年の産米は、輸出検査規則の實施までには、既に調製俵裝を了へて、多く商人の手に移つてゐたので、商人側に於て受檢の爲め、再製したもので、従つて米質の異なるもの、乾度の同じからざるもの等が混合し眞の改良の實績とは稱されなかつたのである。翌三十八年の産米こそはと期待してゐたが、好事魔多しの警、同年は、未曾有の凶歉で、縣内平均一步二厘作、總收穫高十四萬二千七百餘石、輸出高僅々七萬石、逆に外米を輸入したといふ實況であるから、一二の検査所を除いては、殆ど休止の状態となつた。然し、縣の産米改良の方針は更に強化した。明治三十九年九月十七日、縣令第十九號を以て米取締規則を設け、種の撰擇から播種、苗代、挿秧、除草、刈揚、乾燥、調製、俵裝等に至るまで規正するやうになつた。また同年十月十六日、縣令第二十四號を以て米検査規則を發布して輸出米検査規則に代へ、輸出米は勿論、輸出米以外の産米に對しても、一部のものには検査を行ふことにした。それと同時に、検査出張所二十七ヶ所を増設して實績を挙げやうとしたところ、明治三十九年も天候不順のため平均三分餘の減收、米質粗悪といふわけで改良上多大の支障を來したが、地主も小作人も米商人も不屈不撓の勇猛心を振起して天災克服に努力した。輸出米検査規則を米検査規則に改めたのは、全産米改良の上から觀て一般の進歩であり、其の第一條に「本縣内に於て生産する玄米を知事の指定したる場所を経て輸送する者は本令に依り検査を受くべし其の既に検査を受け

たるものと雖も改装して輸送する場合亦同じ、但二斗に満たざる端米は此の限りに在らず（明治三十九年十二月二十八日縣令第三十五號を以て改正）とある。明治三十九年には、龜井英三郎知事に更つてゐるが、同年二月七日、米商同業組合組長山田勝大郎氏から、検査所増設の建議を提出し、更に同年八月二十七日には、

（前略）臺灣米の改良着々實效を奏して東京市場に於ける本縣産米の代用となり且つ同米は乾燥炊殖等も

本縣米に比して良好なる爲め本縣米は益々聲價を失墜し遂に市場より排斥せられんとする形勢に立到り

（中略）縣下重要物産に對する非常の大打撃と相成可申候而して之れを防ぐには來る十一月東京米穀取引

所格付表改正以前に於て完全ならしむる方法を実施するの必要有之候（後略）

右の様な緊急申請をしてゐる。斯くして着々改良の實を挙げ、明治四十年に至つて著しく格上された。検査實施前は約一圓の格下であつたものが、四十年には五十錢に半減された。この差格五十錢は、改良に因れる價格の騰貴であるから、當時の輸出高二十一萬石に對し、十萬五千圓の利益を挙げた計算になる。四十一年五月に米検査規則が改定されて産米検査となり、四十二年八月更に一部を改正されたが、明治十八年、松平正直縣令時代に米商組合を組織して以來、絶えず、縣當局の産米改良施策に協力援助し、その指導的立場にあつたことは事實である。明治四十三年には、八月の大暴風雨被害のため、三十八年大凶作以來の收穫減を見たが、縣の産米改良督勵は、益々本格的に進展し、無検査米の取引皆無といふ成績を示すに至つた。以上の如き概況で明治時代を過ぎ、大正期に入つたが、縣産米の全體的には、改良の實が擧がったけれども、東京米穀取引所に於ける受渡格付は、依然として最下位に停滯してゐるため、大正元年十二月米發第四九四號通達の如き指導獎勵督

促令が發せられた、然し、大體に於て品種も統一し、乾燥調製も進歩したので、等級別検査をする方が、改良を促す點からも、亦た取引上からも便益が多いといふ観点から、米商同業組合から縣當局に向け、等級別検査施行方を上申した。この上申が容れられて、大正元年十一月、米検査規則の一部が改正され、輸出米を一二三等及び等外の四等級に區別し、大正二年二月一日より施行された。参考の爲め、明治末期の検査成績を擧げて見やう

年 度	輸出米検査高	合 格	不 合 格
大正元年度	七五七、二六二	七五二、六九九	四、五六三
明治四四年度	八〇六、九五六	七九九、七三七	七、二一九
全 四三年度	三四六、八九六	三四三、九五二	二、九四五
全 四二年度	七二九、七〇一	七二三、六七三	七、〇二八

其 百 分 率 表

年 度	總收穫高對輸出米検査高百分率	産米検査總高對輸出米検査高百分率	輸出米検査高對不合格百分率
大正元年度	二七	五〇	〇、六
明治四四年度	二七	五一	〇、九
全 四三年度	二三	三五	〇、八
全 四二年度	二五	四七	〇、九
全 四一年度	二三	五九	二、八

更に、大正元年度の検査高の中、等級制實施後の検査高十八萬四千二百六十五俵の等級別合格歩合

は、

検査高	等級別内訳				検査高對各等百分率
	一等	二等	三等	等外	
合格	二、八六八	一、四七四	一、四一五	一、〇一三	一七八、〇〇六
不合格	一、三六一	一、四七四	一、〇一三	一、〇一三	〇〇九、九〇六

右の状況であつた。

……謝恩の動機から生れた米商大懇親會……
……特記すべき組合事務所の移轉經過……

大正二年は、八月中旬から氣温低下に加ふるに、二十六日稀有の大暴風雨襲來、全縣下大洪水、沿海地方海嘯に襲はれるといふ天災を被り、明治四十三年に次ぐ大減收を見たのみか、米質の劣悪近年殆ど其の比を見ずといふ惨況を呈した。斯くの如く、本縣の産米界は多事多難、一喜一憂の状況を繰り返してゐるので、縣當局は勿論、農會も米商組合も、米の改良に全力を傾倒して餘日なしといふ状態を續けてゐたが、この間に於て、米商同業組合は、大正元年十月二十日、天下の名勝松島に於て宮城縣米商大懇親會を開催した。この催しは、その名稱の示す如く、米商仲間の懇親を計るといふだけなら、別に特筆大書すべき程の意味も持たないが、實は、名稱には表示されていないが、

組合の事績として、看過することの出来ない意義が藏されてゐるのである。この催しを企つるに至つた動機は、組合の生みの親であり、本縣産米改良上の功勞者でもあり、また米商界の先覺者でもあつた初代組長山田勝太郎氏の功績に對して、感謝慰勞の意を表したいといふところから計畫されたのであつたが、御本人の山田氏が固く辭退して肯けない。然し、切角計畫したものであるから、そのまゝ中止するわけにも行かなくなり、兎や角と吟味した揚句、所謂、普通のお祭騒ぎに終らないやう、名稱は如何でも、意義のある催しにしやうといふので、宮城縣米商大懇親會と銘打ち、産米關係當局から輸送關係當局、東京を始め各市場の米商關係者、地方荷主は勿論、商工關係者をも招待して、懇親融和を圖り、この機を利用して宮城縣産米の聲價を天下に宣傳しやうといふことになつたのである。この計畫が圖に當り、晩秋の松島に集合せる會衆一千六百名と算せられ、米商人のみでも約六百名、東京の大手筋七八十人といふ盛況を示した。儀禮遊覽と首尾能く當日の大會を終了し、翌二十一日は、縣内の米産地を案内して此の會の幕を閉ぢた。この催しが、東京市場を始め各市場の關係者に好感を與へ、本縣産米改良向上の上に、間接的な効果のあつたことはいふまでもない。大正四年五年は、米價の下落で農村に打撃を與へたが、作柄は天候の割合に豊穰であつた。縣當局の輸出米検査標準米査定會等には、いつも米商同業組合員數名が、委員として出席してゐた。大正六年は、平年作に比して四割八分五十八萬餘石の増收となり、未曾有の豊作と稱せられ、一方米價は騰貴の歩を進めてゐた。この年に於ける組合の事業として特記すべきことは、事務所の移轉確立である。創立當初は、前述の通り、米穀取引所に同居の形であり、大正三年に至つて、裏五番丁一〇番地に分離したが、組合独自の立場から、本格的な活動に入らなければならぬ時代になつては、

狹隘な事務所では、凡てに不便を免かれない。さればといふて、適當な場所の、適當な建物に移るには、尠なからざる資金を要する。然るに、營利組合ならざる米商同業組合には、特別な資金の有らう筈はない。當然、事務所移轉費の調達難に直面したが、當時の組長は、組合解散の現在まで繼續就任された手島雄八郎氏であり、副組長は、大正三年就任、昭和三年まで其の任に在つた永澤小五郎氏（鹽釜水産合資會社代表）であつた。恰度その時、仙臺市新傳馬町六十七番地に在つた仙臺商業會議所（商工會議所前身）が、現在の所在地の前なる芭蕉辻に移轉のため、その敷地建物が賣却されることになつた。組合の事務所には、お誂ひ向きのものであつたが、さて其の資金は………となる。前記の次第でどうもならない。然るに、手島組長は、組合自體に、些かの責任も義務も屈托も掛けずに、單獨で一萬三千七百圓を投じ、仙臺商業會議所から、宅地三百十六坪四合二勺と、宅地内の建物、▲木造瓦葺二階建洋館一棟建坪四十九坪五合外四十九坪五合ノ二階外附屬建物として▲木造瓦葺二階建店一棟建坪二十一坪外七坪二合五勺二階▲木造瓦葺二階建店一棟建坪十二坪五合外四坪二階▲土造瓦葺二階建一棟建坪六坪外六坪二階▲木造瓦葺平家物置一棟建坪六坪を買入れた。この賣買契約は、大正六年十二月十一日、賣渡人なる當時の仙臺商業會議所會頭八木久兵衛氏との間に結ばれたものであるが、該契約書を見ると、買受人は全く志田郡敷玉村石森字中森三十八番地手島雄八郎氏個人の名義である。いくら喰る程資産があつても、集合團體なる組合等のため、自己の責任と力とに依つて、その利便を計るといふことは、いふべくして容易に行ひ得るものではない。手島組長の當時に於ける此の措置があつたればこそ、後年、新傳馬町といふ、仙臺に於ける目抜き商店街路に面せる附屬店舗や、宅地を他に割讓して、相當の利益を組合の資産として收納し得たの

である。この一事績だけでも、手島組長の功績や、蓋し偉大なりと稱せざるを得ない。

……雑穀検査の實施は組合の主張から……

……大正末期から積極的活動に進む……

大正七年は、旱害のため、前年の大豊作とは全く反對に、桃生郡を除く外、全縣下大減収といふ憂目に遭遇した。縣は、六月十四日縣令第三十六號を以て、大正三年縣令第十三號米穀検査規則を改正し、雑穀検査を規定し、麥は同年七月一日より、豆は同年十月一日より移出検査が實施された。この雑穀検査開始に至るまで、米穀商同業組合は、尠ならず貢献した。過去數年に亙り、年々組合總會の決議に依り、雑穀検査施行方を縣當局に建議し、組合自體としても、大正五年六月より白石町に於ける精麥の移出検査施行につとめてゐた。これは、検査以前の米同様、品種の雑多、挾雑物の混入、俵装の粗雑、枴量秤量區々にして容量の基準一定せざるため、取引上の不便不利尠ならず、市場の聲價を失墜してゐた欠陥を矯正せんとしたものである。この年の大きな出來事として、米騒動を擧げねばならないが、組合の沿革誌としては、特記すべき事項ではない。たゞ略述して置きたいことは、大正三年以降、世界大戰の影響を受け、所謂戰時好況時代を現出し、特に主要食料品の價格は益々昂騰の勢を示し、國民生活に與ふる影響甚大なるに鑑み、政府當局は、未開墾地の開墾助成に努め、米穀類の増收に力を致したことである。大正八年の作柄は、多少旱害に累せ

られたけれども、平年作に比較して、平均三分六厘の増收を告げ、翌九年は、未曾有の豊作なりしため、過去數年に亙る全國的食糧問題は、稍小康を得たるやの觀があつたけれども、米價は底知らず惨落するので、一方に於て生産増殖の方策を講ずると共に、他方に於ては、農業倉庫の普及とか、農業金融の發達とか、地主對小作人の協調といつたやうな、經濟的施設と社會的施設と併行しなければならぬ時代になつたことである。時の森正隆知事が、農産物、特に産米の改良發達に盡した功績は、蓋し尠少ならざるものがあり、宮城縣臨時産米調査會等の特設機關は、實際は有名無實に終つた嫌ひはあるけれども、米産地として知られてゐる各縣の視察につとめたことや、大正十年一月十一日發布の縣令第二號赤米取締規則の如き、之れが實施に就いて、縣會その他に於て、論議の的となつたけれども、兎に角に、本縣産米の聲價頗り揚がり、大正十年の産米から、水際立つて好成绩を示すに至つた。翌十一年は知事が更迭して力石雄一郎氏になつたが、勿論産米の改良に力を致し、大正十二年六月五日、米作改良要綱實行に關する件を、訓令甲第十號を以て發布し、同時に、問題の前記種及赤米取締規則は、その要を認めなくなつたといふ理由で廢止された。本縣の産米は、年々改良されて行くに伴れて、米穀商同業組合の活動も年次活潑さを加へ、取引の改善助成と弊害の矯正といふやうな消極的な活動以外に、更に販路の擴張、販賣の斡旋といつたやうな積極的活動に移らねばならない時代に入つた。取引の改善助成として、當然弊害の矯正を行はねばならないが、單り米商界に限つたことではないけれども、取引契約の不履行が、米取引上の惡弊風となつてゐた。何んといふても、他の多くの商品と異り、相場の騰落が激しく、何千何萬石といふ多額の取引であるから、價格の高低に因つて受渡しの圓滑を缺くことが尠くない。この我利的營

業態度が、對外的に信用を失墜し、遂に、縣産米の聲價に悪影響を及ぼすことになる。米そのものが改良されても、取引が改善されなければ、佛作つて魂入れずの結果を免かれ得ない。そこで組合は、嚴然たる方針の下に、定款違反者の處分を斷行したため、漸次、從來の悪慣習が矯正され、本石米は品位も向上し、取引も不安なしといふことになり、東京市場に於て、庄内米に次ぐ好評を博すに至つた。この機運を逸せず、販路の擴張を試みることの得策なるを察知した組合では、大正十年より、毎年組合員が交々上京して、諸般の調査につとめてゐたのである。然るに、大正十二年九月の京濱地方大震災は、縣産米の消費地を悉く潰滅に歸せしめた。沼津、静岡まで本石米が必要されてゐたのを、それ等の地方も震災の被害圏内に入つたので、縣産米の取引は、一時全く停止の状態に陥つた。本縣經濟上に及ぼす打撃の甚大なるに鑑み、組合では、直ちに、各銀行の代表者の參集を求めて、取引上の善後處置を講ずるやら、罹災地に發送する緊急供出米の斡旋に盡力するやら、更に進んで、東京を中心とする新規販路、例へば信州甲州方面東海道方面といった新販路の調査に努めたが、意外に進捗した東京始め震害地方の復興に依つて、豫想した程の打撃も被むらなかつたことは、不幸中の幸であつた。翌十三年は豊作、十四年は、水害のため無收穫反別二千百餘町歩を出したが、廣淵沼干拓工事の完成といふ好条件もあり、全縣下に於ける作柄は、前五ヶ年平均收穫高に比して、十萬二千餘石の増收であつた。大正の末年翌十五年は、早害のため平年作より減收を見た。この年の十二月一日、米穀商同業組合は、豫ての懸案たる宮城米販賣所を、東京市神田區佐久間町三丁目四番地に開設した。組合の販賣所としては、此の外昭和十三年五月一日から、北海道釧路に販賣所を開設して、縣産米の販路開拓につとめたが、當時の釧路地方民は、秋田米を俵で買

入れ、どんな貧乏暮しの者でも、一升買をしないといふ風習があつたため、いかに縣産米の特質美點を宣傳しても些かも効果なく、遺憾ながら翌十四年三月末日に閉鎖の已むなきに至つたことがある。これに反し前記の東京販賣所は、大正十五年開設以來、昭和十四年九月末日まで繼續その使命を果し、昭和十四年十月から米穀商業組合聯合會に移るに及んで閉鎖したが、東京販賣所を通じての取引は、凡ての點に於て簡便でもあり、取引上、不渡の如き事實は全く一掃され、政府米買上等に關しても、その代辯をつとめて好評を博したことを附記して置く。斯くして、時代は昭和に革つたが、それまで屢々穀物検査規則の改正を見たことは説くまでもない。大正六年以來の大豊作と稱された昭和二年を過ぎ、翌三年には、晩春初夏の候をトして仙臺市に開催された東北産業博覽會を機とし、會場内に宮城縣産俵米品評會を開催した。組合費一万圓を支出して、内外萬端遺漏なきを期したが、いよ／＼大詰の賞品授與といふ肝腎な日、大暴風雨に見舞はれて、會場は滅茶々に荒され、出陳の俵米も水浸り、式典を擧ぐるどころの騒ではなくなり、關係者一同悄氣返つたことなども、組合の過去を偲ぶ一の特異な思出であらう。

創立から解散まで……………

……十年一期に振りかへつた主なる業績……

……貳百餘圓の創立費廿二圓の報酬給料……

……廿有三年號を重ねる五百二號で廢刊した機關紙……

經濟團體の沿革を記すには、年々の業務成績と決算報告を年次的に掲げることが何より早解りであるが、それは小冊子の能くするところではない。人間の延壽長命に關する行事に、七ヶ年を一期として祝祭を行ふことに擬し、十ヶ年を一期として、組合の過去を振りかへることにした。創立當初、明治三十八年六月二十六日、仙臺米穀取引所會議室に第一回評議員會を開き、佐藤啓之丞、鈴木儀助、津田伴作、鈴木藤左衛門、大友傳三郎、鈴木紋三郎、齋藤林右衛門、小松安治、小野寺武三郎の九評議員出席、組長山田勝太郎氏會長席に就き、副組長太田庄七氏等番外席に就いて議事を進めたが、縣商工課長田手喜市氏等の傍聴があつた。その報告書に依ると、承認可決された創立費決算は、貳百二十四圓七十錢であり、内譯は△三十四圓四十四錢諸印刷費△十九圓八十錢郵便電信料△五十七圓發起人出張旅費△九十七圓九十六錢發起人會創立總會の經費△十圓五十錢用紙筆墨代

△五圓雜費であり、創立總會の承認を経たる借入金二百二十五圓より差引殘金三十錢を三十八年度に繰越してゐる。三十八年一月一日より全年三月三十一日までの三十七年度經費は、歳入は△徵收金三十一圓六錢八厘△借入金六十圓計金九十一圓六錢八厘の決算に對し、豫算は二百三十三圓であるから、百四十一圓九十三錢二厘減を示してゐる。これに對し歳出は、經常部第一款事務費第二款報酬及給料第三款雜給第四款豫備費の決算額八十一圓十錢四厘、當初豫算百七十四圓八十三錢二厘であるから九十三圓七十二錢八厘の減を示し、臨時部第一款借入金償還決算八十七圓二十四錢六厘この當初豫算二百三十三圓であるから八十七圓三十八錢六厘減、以上歳入歳出差引殘金三圓八十二錢二厘は、三十八年度繰越となつてゐる。通信運搬費の五十四錢、報酬給料の二十二圓など、創立當初とはいひ、今日から考へると實に隔世の感があるではないか。業務成績としては、顧問相談役等の囑託外雜件を擧げ得るが「創立日淺く特記すべき事項なし」と報告してゐるのも尤である。たゞ「米商にして本組合に加入せざる者に對しては、制裁あることを河北新報及東北新聞に公告せり」と記されてゐるのが面白い。組合の業務報告經費決算等の報告は、當時、仙臺市元寺小路八十八番地を發行所とし佐藤利兵衛を發行兼印刷人に鹿野潤二郎を編輯人としてゐた仙臺商業日報といふ日刊新聞に公告したものである。組合第一回の報告書を掲載したのは、明治三十八年六月二十九日發行の仙臺商業日報第二號外であり、定款を公告したのは、前月の五月七日同報第二千七百九十三號紙上である。斯くて歳月を閲し、組合も發展して來たので、大正四年四月二十五日から組合自体の機關紙「宮城縣米穀商同業組合報」を毎月一回二十日定期發行することになつたのである。大正七年五月、新聞紙法に據り、本格的な有保證金の新聞として毎月二回發行することとなり、題號

を「宮城縣米穀商報」と改めたが、全九年一月より經費等の關係から、再び毎月一回發行に改め、後ち「宮城米穀時報」と改題して今日に及んだものである。二代組長太田庄七氏時代以來、歳を閱すること二十有三年、號を重ねること五百一號に及んだ組合機關紙も、組合の解散に伴れて昭和十五年十月二十七日、米穀政策の強化に關する記事を滿載して廢刊するに至つた。組合業務の運行上に便したるは勿論、別項商權擁護運動の際の如き、いかに役立つたことか、これが編輯の衝に當つた荒谷道太郎氏の勞を多とすべきである。

……十年經過して歳出入千圓前後の大正初期……

……廿年後の大正末期は基本財産一萬五千圓……

……閱歳三十年の昭和中期米穀販賣數量八十萬石……

創立以來、十ヶ年の歳月を閱した大正二年より全三年三月三十一日に至る第十回業務成績及收支決算の概要を記して見やう。組長太田庄七副組長鴉田利吉兩氏の時代である。大正二年度の組合員申請に係る輸出米検査合格俵數は、四十萬六千二百五十九俵で、最近五ヶ年間の平均俵數四十六萬三千三百四十六俵に比すれば、五萬七千〇八十七俵の減少、前年度の五十八萬四千五百二十二俵に比較すれば、十七萬八千二百六十三俵の減少を示してゐる。これは、明治四十三年に亞ぐ大風水害に原因したものであつた。組合員總數は、大正二年度末現在八百八十五名、前年度末九百八十七名

に比し、百二名の減少を示してゐるが、これは、凶作と金融界の緊縮に因る廢業者續出の現れであつた。違約處分や仲裁判斷又は調停はなく、組合員の輸出玄米石數十六萬二千五百〇三石六斗、一石平均値段十九圓十錢總價格三百三十八萬八千八百七十六錢を示し、前年度に比し、平均値段に於て二圓五十錢安、數量に於て七萬一千三百〇五石二斗、總價格に於て、百九十四萬六千四百五十一圓三十二錢の減少であつた。年度末現在の基本金は、一千六十五圓四十二錢。業務報告としては、特記すべき事項も見當らない。組合經費收支決算は、歳入は、徴收金の豫算額九百六十九圓三十九錢決算額八百二十二圓五十一錢八厘、繰越金豫算額二十五圓決算額三百五十九圓七厘といふ内譯で、歳入合計豫算額九百九十四圓三十九錢決算額千七百七十一圓五十九錢一厘を示し、百七十七圓二十錢一厘の歳入増を告げてゐる。徴收金の決算額八百七十二圓五十一錢八厘は、輸出玄米四十六萬六千二百五十九俵に對する一俵二厘の計算である。歳出經常部は、第一款會議費第二款報酬及給料第三款雜給第四款事務費第五款豫備費の豫算額合計は七百十四圓三十九錢決算額四百八十六圓二十一錢五厘を示し、臨時部歳出は、第一款運用金償還の豫算額合計九百九十四圓三十九錢五厘決算額合計七百六十六圓二十一錢五厘、以上歳出入差引殘金四百〇五圓三十七錢六厘の内、百五十圓を基本金に繰入れ、大正三年三月三十一日現在基本金千〇六十五圓四十二錢と報告してゐる。更に十年を經過せる大正十二年第二十回業務成績及經費決算報告を見ると、組合員數は、大正十二年十二月三十一日現在二千二百十六名を算し、支部別に見ると▲白石一三〇 ▲大河原四四 ▲村田四三 ▲槻木三二 ▲角田八三 ▲丸森三三 ▲亙理四八 ▲岩沼四四 ▲増田四四 ▲長町五三 ▲仙臺二六五 ▲原町六九 ▲塩釜九三 ▲松島二七 ▲七北田一九 ▲吉岡一一 ▲中新田七二 ▲古川七五 ▲岩出山七二 ▲小牛田四七 ▲涌谷

加盟したこと等であらう。年度末現在、基本財産は△基本金二一、六九一圓〇四〇△土地建物三七、〇四二圓七五〇△有價証券五一五圓△備品一、五六五圓五九〇合計六万〇八百十五圓十八錢となつてゐる。經費決算は、歳入合計金一萬六千九百六十二圓九十一錢に對し、歳出經常部計金一萬五千六百五十二圓六十五錢を昭和九年度に繰越した。別に特別會計として、宮城米販賣所の第七回業務成績及經費決算の報告は△玄米の販賣幹旋高着驛レール渡販賣計二八、八七六圓△小麥全前二六三廻を示し、市況及業者信用状態通報、荷爲替調査並整理、紛議調停等の業務に關し、年次好成績なるを報告してゐる。歳入決算合計一五、六〇〇圓四八錢、歳出決算合計一三、八〇七圓六一錢差引剩餘金一千七百九十二圓八十七錢次年度繰越、更に、組合職員退職給與基金決算は、歳入計六、二六〇圓歳出無歳入出差引剩餘金六千二百六十圓次年度繰越といふ状況である。以上の如き進展を重ねて昭和十四年度を過ぎ、昭和十五年度に入つたのであるが、別項の如く組合解散を告ぐるに至つたので、組合最終の年度業務成績經費決算報告となつた昭和十四年度の状況を略述することにする。組合員數は年度末現在二千〇三十五名前年度に比し百一名の増加を示してゐる。これは、新に制定公布せられたる米穀配給統制法に依り、米穀販賣業者を許可制とせらるべきことに決定せるため、脱退者を減じたと共に、許可資格を得んがため、新規加入者の増加せるためである。支部別組合員數は▲白石八二▲大河原三六▲村田二九▲槻木一三▲角田五一▲丸森二八▲亘理四八▲岩沼二九▲増田四二▲長町四四▲仙臺三二▲原町六一▲塩釜一〇五▲松島四三▲七北田一五▲吉岡五九▲中新田八七▲古川七〇▲岩出山七六▲小牛田三九▲涌谷三六▲田尻一五▲瀬峯一二▲築館三二▲若

柳三九▲岩ヶ崎一九▲佐沼三七▲登米二六▲米谷五三▲小野三六▲廣淵二三▲飯野川六三▲石巻一九四▲柳津一八▲志津川五九▲氣仙沼九一といふ區分である。販賣の數量價格は、△地區内産玄米數量五四五、八一〇石價格二〇、九〇四、五二三圓△全白米數量九三、二八〇石價格三、五七二、六二四圓△地區外産内地玄米數量六六九石價格二三、八八三圓△全白米數量三九五石價格一五、一六九圓△臺灣玄米數量三七三石價格一二、〇八五圓△全白米數量三二石價格一、一五二圓數量合計六四〇、五五九石價格合計二四、五二九、四三六圓、大麥小麥精麥裸麥大豆の雜穀は數量合計二一、〇〇八石價格合計五六八、二五二圓を示した。違約處分はなく、紛議件數十件を調停したが仲裁判斷は皆無である。賣價標準の發表機關、紙二万九千四百四十部の定時發行等は例年の如く、建議及請願の主なるものは、米穀配給統制法案反對を夫々關係爲政當局に陳情せる外、商工農林兩省及び宮城縣知事に對し、米穀最高販賣價格制に關する意見を具申せることや、縣農會、縣販購聯、縣米商聯等の縣内米穀關係団体と共同して、上京商工大臣に對し、(一)重量制検査米格下を三等以上に限られたきこと(二)重量制検査米の公定價格並に最高販賣價格に於ける標準等級と各等級との格差を縮少せられたきこと(三)本石米と仙南米とを同格とせられたきこと(四)優良品種東北一四號を格上せられたきこと(五)最高販賣價格の生産地と需要地との適正を期し移出の圓滑を圖られたきこと等を陳情した。組合經費の決算は、▲歳入第一款組合員賦課一〇、九二九圓四六錢、第二款證票料一七二圓、第三款基本財産收入一、六三三圓七八錢、第四款繰越金九二六圓八六錢、第五款過年度收入三二一圓八二錢、第六款雜收入五五一圓六八錢、第七款取引幹旋手数料一、〇六〇圓三二錢、第八款補助金五五圓以上歳入合計金一万五千六百五〇圓九十二錢を示し、歳出は、經常部第一款事業費六、五〇六

圓五九錢、第二款事務費五、一八一圓〇六錢、第三款會議費五七一圓九二錢、第四款負擔金五一〇圓四七錢、第五款財產費六八七圓〇二錢、第六款職員退職給與基金組入一五〇圓、第七款豫備費無シ計金一万三千六百七圓六錢、臨時部第一款運用金償還五〇〇圓、第二款應召者慰護費一六八圓計六百六十八圓となり、歳出合計金一万四千二百七十五圓六錢、以上歳入出差引剩餘金一千三百七十五圓八十六錢を昭和十五年度へ繰越した。特別會計なる宮城米販賣所第十三回の業務成績と經費決算は販賣所幹旋高の内玄米は、着驛レール渡販賣歳計二一、九七九兩、前年度に比し、九、二七五兩の減少を示し、同小麦は一〇兩、前年度に比し二〇兩の減少である。これは、昭和十四年十月一日より、販賣所の事業一切を、宮城縣米穀商業組合聯合會に移譲することになり、九月三十日限り廢止した等の事情のための減少であり、殊に小麦の如きは、産業組合に於ける販賣統制の強化に因るものである。經費決算歳入第一款手数料九、八七七圓、第二款繰入金三三七五圓、第三款繰越金一、八三六圓九六錢、第四款雜收入三、九四七圓四四錢、第五款過年度收入三、二八七圓七九錢歳入合計一九、三二四圓一九錢に對し、歳出決算は、第一款諸給五、〇二九圓九一錢、第二款所費五、一七一圓七七錢、第三款運用金償還三三七圓四〇錢、第四款職員退職給與基金組入二九〇圓、第五款豫備費無歳出合計一〇、八二九圓〇八錢、以上歳入出差引剩餘金八千四百九十五圓十一錢を、内三百八十五圓基本金運用殘額へ償還三百五十圓故永澤副組長追弔建碑見積費七千七百六十圓十一錢を關係役職員に對する特別慰勞金として處分した。上記東京販賣所の外に、宮城米、訓路販賣所の業務成績と經費決算とを示せば、前年の昭和十三年は、北海道に於ける産米は未曾有の大豊作を見、米質も良好、價格も低廉のため、内地米の需要は減退の一路を辿り、將來の經營見込みなきを認めたる結果同販賣所は三月末

日限り閉鎖したため、業績の記すべきがない。經費決算は、歳入合計五百九十五圓四十四錢、歳出合計四百三十三圓五十八錢、歳入出差引剩餘金百六十一圓八十六錢を、内百圓關係職員特別慰勞金六十一圓八十六錢鹽釜米穀移出商組合還付金として處分した。この外に、同年度に於ける組合職員退職給與基金の決算は、第一款繰越金九、八九八圓、第二款組入金四四〇圓、第三款基金收入四〇一圓一六錢計一〇、七三九圓一六錢の歳入に對し、歳出は、第一款職員退職給與金五、五二七圓、歳入出差引剩餘金五千二百十二圓十六錢を昭和十五年度へ繰越してゐる。以上が、創立以來解散に至るまで、四十年に近い歲月を閲し不祥事と認むべき何等の事故もなく、堅實に進展した組合の業績を、十年一期として振りかへつて見た沿革の概略である。別項の記述と對照すれば、一層明白だらうと思ふ。

大正初期の米穀多額移出者調べ

……選奨規程を設けたが六年度で休止……

産米の改良と、その販路の擴張とは、密接不可分の関係にあることはいふまでもない。産米の改良に伴れて、縣外移出の増加を見なければ、縣經濟の上に利するところが尠ない。縣外移出の増加を奨励する一策として、本組合は、大正三年に、米穀多額移出者選奨規程を設け、一ケ年一萬俵以上に達するものを旌表することとし、同四年度から實施したが、經費の關係で、同六年度限り、休止された。この間、旌表された人員と種別とを挙げれば第一種(三萬俵以上)のもの大正四年度一名、翌五年度四名、第二種(二萬俵以上)大正四年度二名、翌五年度五名、第三種(一萬俵以上)大正四年度十三名、翌五年度二十三名であつた。試みに、その當時の組合員中一千俵以上の縣外輸出受檢申請者中の主なるものを舉げて見ると、大正四年四月中申請者として、△四七八五俵(鹿島臺)野田盛△二、一四〇〇(以下依字略)(瀬峯)遠藤新吉△一、七八〇(若柳)佐藤卯十郎△一、七〇九(築館)伊藤理吉△一、六九〇(小牛田)松野敬次郎△一、六一九(中新田)笠原重吉△一、五五七(田尻)今野定五郎△一、五四一(中新田)中村伊三郎△一、五〇二(石卷)龜谷榮助△一、四一六(涌谷)長崎清之助△一、三六七(亘理)鈴木儀助△一、三五五(志田)中鉢靜△一、三三二(古川)菊治留治△一、三二七(田尻)佐々木助五郎△一、一七六(石卷)宮城兵藏△一、一五〇(瀬峯)田中才太郎△一、一四三(瀬峯)伊藤善藏

△一、一三九(若柳)千葉昇平△一、一〇八(古川)工藤文平△一、〇九二(石卷)和賀井四郎△一、〇七八(亘理)鈴木專治△一、〇二六(仙臺)野澤百藏△一、〇二三(石卷)佐々木傳兵衛の二十三氏であつた。同年六月の申請者としては△三、二四七(鹿島臺)野田盛△三、一九〇(若柳)佐藤卯十郎△二、四〇六(築館)伊藤理吉△二、二五〇(小牛田)齋藤民助△一、九五八(小牛田)松野敬次郎△一、五八四(田尻)今野定五郎△一、四九九(石卷)佐々木傳兵衛△一、三三四(石卷)和賀井四郎△一、三一〇(石卷)宮城兵藏△一、二六二(瀬峯)遠藤新吉△一、〇五六(中新田)中村伊三郎△一、〇二四(若柳)鈴木萬藏の十三氏である。而して、前記の本組合選奨規程に依り、大正四年度(自四月至十二月)に於ける第一回選奨該當者は野田盛(鹿島臺)伊藤理吉(築館)鹽釜水産合資會社(鹽釜)佐藤卯十郎(若柳)齋藤民助(不動堂)龜谷榮助(石卷)千葉昇平(若柳)工藤文平(古川)中村伊三郎(中新田)佐々木傳兵衛(石卷)渡邊兵吉(岩沼)和賀井四郎(石卷)今野定五郎(田尻)遠藤新吉(藤里)鈴木儀助(亘理)宮城兵藏(石卷)の十六氏であつた。第一種選奨は伊藤理吉氏一人であつた。以上の人々の外に、五百俵以上の多額輸出者としては、黒澤勝次郎(涌谷)大沼金治(槻木)藤本源治(古川)内海與市郎(松島)福原長松(石卷)千葉清左衛門(石越)山田慶治(大谷)三浦榮作(若柳)砂金善治(涌谷)中鉢繁三郎(東大崎)齋藤一治(坂元)鈴木ミツ(鹽釜)中澤直之助(田尻)大和田千代助(坂元)佐々木四郎右衛門(中埜)松川東兵衛(石卷)渡邊兵吉(岩沼)菅原專三郎(若柳)佐藤豊吉(鹽釜)加藤春治(高倉)佐浦桂之助(鹽釜)等の人々であつた。大正五年度(自一月至十二月)に於ける等二回多額輸出者選奨該當者は三十二名を算し、前記第一回選奨者十六名の外に、笠原重吉(中新田)及長商店(若柳)菊地留治(古川)藤本源治(古川)千葉清左衛門(石越)中鉢靜(志田)鈴木ミツ(鹽釜)鈴木萬藏(若柳)三浦榮作(若柳)青木健三(沼部)鈴

木專治(亙理)佐々木助五郎(田尻)大泉孝之助(古川)佐々木四郎右衛門(中坪)島田八百治(松島)野澤百藏(仙臺)の十六名を加へたものである。その内選奨第一種三萬俵以上輸出者は、伊藤理吉(築館)野田盛(鹿島臺)齋藤民治(不動堂)鹽釜水産合資會社(鹽釜)の四氏であつた。

功勞者に對する感謝と表彰

……創立以來解散まで隨時施行の主なるもの……

組合に對する組合外の功勞者への感謝、組合内の功勞者に對する慰勞等は、創立當初より行はれて來たが、特に、組合員の業務に従事する店員其他の使用人の表彰に就いては、大正八年組合定款に之れが表彰の規定を設け、翌九年十月初めて該規定に依る店員の表彰を行ひ、褒狀や銀時計等を授與し、翌十一年には、店員以外の使用人即ち俵裝運搬搗精等に従事する使傭人に該規定を實施したのを初めとして、隨時、之れを施行して來た。その主なるものを摘録すると、創立翌年の明治三十九年には、創立に關する組合員外の盡力者佐藤文衛、田手喜市兩氏に對して記念品を贈り、全四十年には、顧問北畠保治氏に感謝狀と記念品贈呈、全四十一年、副組長太田庄七氏より組長山田勝太郎氏に對し、總會の決議を以て、感謝狀と金盃を贈呈して、その偉功に感謝した。全四十二年には、輸出米検査員、産米改良委員中の模範委員に對し、金品を贈つて表彰、全年佐賀縣知事に榮轉の西村縣事務官に對し、組合指導援助の功勞に報ゆるため、感謝狀並に記念品を贈呈、翌四十三年には、當時の警視總監亀井英三郎氏外八氏に對し、本縣在任時代産米の改良に盡力して呉れた功勞に對して感謝狀を贈呈した。全四十五年には、副組長太田庄七氏始め現舊各評議員二十二名に對し、賞杯を贈呈して功績に報へた、大正三年には、評議員鴛田兵治郎手島雄吾の兩氏に對し感謝狀記念品贈呈、縣米

穀検査所長横井正義氏にも全前、全五年評議員脱退の中鉢繁三郎氏に感謝状と銀盃を贈つて功勞に報ひ、大正六年組長手島雄八郎氏より、前組長太田庄七氏に感謝状並に慰勞金二百圓、前副組長鴛田利吉氏に感謝状並に銀盃、佐藤啓之丞氏小松安治氏等前評議員十氏に對し、感謝状並に木盃を贈呈して夫々功績を賞揚した。これは大正三年第十四回定時總會の議決に依つたものである。大正八年には、前記の通り、組合員の業務に従事する店員その他の使用人の表彰方を定款に規定したが規定制定以前、勤続店員七名俵装の優秀なる使傭人三十五名を表彰した。翌九年は、勤続店員二十三名を表彰、大正十一年は勤続傭人八二名を表彰、大正十四年は、組合創立滿二十周年に相當するのて、十月三十日記念式を舉行し、十ヶ年以上勤続の評議員飯沼薫治、門間銀助の兩氏に對して記念品を、主事荒谷道太郎氏に功勞金を贈呈して、功績を表彰した。一般組合員には、記念品として算盤に沿革誌を添へて贈つた。翌十五年は、勤続店員十九名を表彰して昭和期に入つたのである。

商權擁護に映ゆる昭和期

……米穀自治管理案反對の猛運動……

……主動的烽火は燃えて全東北に……

昭和時代に入り、本年九月九日、臨時組合會に於て、解散を議決し、組合員總數二千〇四十三名中、三分の二以上の法定數千六百十九名の同意を得、十月十二日、主務省に向け、解散認可の申請書を提出するに至るまでの間に於て、組合の爲せる業務中、特記すべき業績は尠くない。例へば、昭和二年の一月九月十一月の政府米買上げに對し、其の賣渡申込や受渡代辨、米穀證券割引等を斡旋したことや、古川米穀移出組合の共同荷造所設置に對し、補助金を交付して、産米改良に資したこと、昭和三年春、仙臺市に東北産業博覽會開催の際、縣農會と農業倉庫聯合會と共同主催の下に、四月二十日より五日間、第一會場内に俵米品評會を催し、一點六俵として二百點の出陳を見、入賞八十點の好成績を挙げたこと、翌四年四月施行の政府米買上げに對する協力、全五年七月一日より仙南一圓に小賣穀物メートル法計量を實施したこと、全七年政府の米專賣並に統制に關する立案に反對のため十一月二十五日東京市に擧げられたる全國米穀商組合聯合會大會に、組合代表員二十名を參加せしめて、反對の氣勢を揚げたことや、政府の方針が、産業組合に偏重し、中小商工業者を

抑壓する傾向著しき結果、商權擁護の目的を以て、全國米穀商聯合會外關係者團體に依つて結成されたる全國商權擁護聯盟に加盟したこと、全八年三月三日、突如として起つた三陸沿岸の震嘯罹災者中の組合員、並に取引先なる岩手縣の同業罹災者に對し、組合より義捐金を贈呈したこと、全年四月十一日より、組合全地區に對し、小賣穀物メートル計量制の販賣を實施したこと、昭和十三年臨時應召者慰護規程を制定して、組合員中の支那事變應召者の遺家族に對して、慰問金を、戰傷者に對して見舞金を、戰死病者に對して、香典を贈呈して夫々慰藉することにするなど、その他、政府並に關係諸官廳に對し、建議請願答申等を試みた事績は枚擧げに遑がない。然し、何んといふても、昭和期に於ける組合の業績として、特筆大書すべきは、商權擁護運動であらう。昭和七年、政府が、農村匡濟對策として立案せる米穀專賣並に統制案に對し、之れに反對すべく、全國米穀商組合聯合大會を、全年十一月二十五日、東京市に開催の際、代表員二十名を出席せしめ、目的貫徹に努めたるを最初として、昭和九年二月二十二日、全國商權擁護聯盟加盟團體と共に、内閣總理大臣外關係大臣並に貴衆兩院議長に向け、米穀專賣統制法案撤回を請願、全四月三日、政府米拂下方法の改善に關し、關係各大臣に陳情するところがあつた。米穀政策が、國家の重要問題として、朝野の間に論議され、検討されてから、可成り久しい歳月を閲するが、昭和三年以降、特に米價問題が喧しく論議され、竟に、昭和八年、米穀統制法の制定を見るに至り、更に之れが補強的施策考究機關として、臨時米穀對策調査會が内閣に特設さるゝに至つた。昭和八年は米實收高七千百萬石といふ古今未曾有の大豐作なので、愈よ九年度産米より、米穀統制法を實施し、一千三百萬石買上げとなつた。それはそれとして、前記の臨時米穀對策調査會に於て審議された米穀自治管理案の内容に關し、新聞紙

の傳ふるところに依ると、米の配給機構を産業組合本位とし、米穀商人の存在を無視し、其の取引を極度に制肘局限するが如き案であつた。若しこの報導にして誤りなしとすれば、全國二十萬戸の米穀同業者、一萬三千餘戸の東北同業者は、失業の悲境に陥るは勿論、該案の實施に依りて利するものは産業組合のみ、生産者も消費者も、何等利するところ無き愚案なるに氣の着いたのは、當時組合の主事であつた荒谷道太郎氏であつた。この米穀自治管理案の内容を傳へた十一月八日の新聞を読んで、打ち捨て置き難しと、早速組合員に飛檄して事態の急を周知せしむると共に、全月十五日、緊急評議員會を開き、十一名の代表幹部に於て協議を遂げた結果、差當り、東北六縣の同業者の結束を計る必要ありといふことに決し、岩淵副組長、鈴木(萬)評議員の一班は岩手青森兩縣へ、渡邊評議員、森正、荒谷主事の一班は山形秋田兩縣へ、飯沼副組長、升禎五郎、鈴木(儀)兩評議員の一班は福島縣へと夫々手分けして同業者を勸説することとし、全月十七日出發した。各班は、擔當縣の同業組合の幹部や有力家を歴訪して、該法案に對する反對を喚びかけたところ、中には、寢耳に水の者もあり、事態の急迫を知つて驚く者、憤慨する者等々、様々であつたが、何れも反對運動に参加と決したので、愈よ十一月八日、仙臺市公會堂を會場として、東北六縣米穀業者大會を開催するに至つた。本組合の活躍は眞に電撃的であつた。當日午前十時より開會したが、地元出席者七百名、縣外參會者四百六十餘名、その他關係者會衆二千名、岩淵副組長開會を宣し、手島組長挨拶、荒谷主事の進行で議を進め、該案に對する強硬なる反對意見並に決議を天下に宣明し、同時に、決議實行委員として、▲宮城縣手島雄八郎、岩淵喜平治、升禎五郎、鈴木萬藏、門間幸藏、飯治黨治、森正の諸氏▲福島縣野田榮治、片野儀兵衛、小林奥松、只野清、の諸氏▲山形縣小島八郎、菅澤久五郎、宮本貞治

の諸氏 ▲秋田縣安岡長四郎、池山力三郎、福原定吉、村山金吉、山形屋堅吉の諸氏 ▲青森縣高杉才太郎、川島春秋郎、田澤長太郎、齋藤銀八、鈴木基悅郎、鹿島彌作、澁谷省吾の諸氏 ▲岩手縣佐藤伊惣治、關庄三郎、佐藤清四郎、渡邊嘉七、丹野彌太郎の諸氏以上三十一名を挙げ、即時目的貫徹に猛進せんことを申合せた。大會終了後、仙臺ブラザー軒に於て大懇親會を開いたが、これ亦會衆三百五十餘名盛會を極めた。三十一名の實行委員は、即夜上京、四晝夜に亘り、殆ど不眠不休の猛活動を續け、政府要路は勿論、貴衆兩院議員其他關係方面に向け、猛陳情を敢行した結果、該案の内容稍々緩和の曙光を見るに至つたので、全月十二日一先づ歸縣した。この間、上京委員は明治神宮に参拜して、目的達成を祈願するやら、在縣同業者も夫々活動を試みた。この大會を舉行する前、十一月二十五日、本組合主催で、東北六縣代表業者協議會を仙臺商工會議所に開き、六縣代表三十一名參集して大會開催の件を決議したものであるが、眞に形容詞以上の電撃的活動であつた。將來の思出に、當日の決議文を附記して置かう。

一、吾人は米穀對策調査會に於て審議中の米穀自治管理案に絶對反對す

一、凶作地救済のため特別に拂下げらるゝ政府米の配給業務を吾等米穀業者にも擔當せしめられんことを要望す

といふのであつた。上京運動、稍々奏功の曙光見へたりとはいひ、油斷は禁物と、益々結束を固め、反對運動を持續し、東北六縣の代表三十六名を手分けし、宮城縣は東京界隅、青森秋田兩縣は北海道方面、福島縣は群馬栃木方面、岩手縣は茨城の各方面を受持ち、反對の氣勢を助長に努めた。斯くして昭和九年を送り、昭和十年を迎へたが、臨時米穀對策調査會に於ける該案は、竟に成案を

遂げて政府に答申せらるゝに至つた。

……全國に火の手を揚げた惡法反對の猛焰……

……矢彈盡きず劔折れざれど時利非ず終熄……

斯くと知つた業者の反對運動は、頓に猛烈さを加へ、全國に瀰漫して各地に反對決議の大會が催され、一種悲愴の氣が漲り渡つた。全國米穀商組合聯合會の蹶起となり、昭和十年二月八日午前十時より、東京國技館に於て全國米穀商組合聯合會大會開催さるゝや、本縣よりの參加者三百九十八名を算へた。更に、第二次全國米穀商組合聯合會緊急大會が、全年三月十一日午前十時より、全じく東京國技館に開催せらるゝや、本縣よりの參加者四百十二名に達し、會衆無慮五萬と算せられ、惡法打破、生活權擁護の氣勢は、大鐵傘を搖がすばかりであつた。本組合では、この運動のため、委員を東京に滞在せしむること五旬、全國の同業者と連絡を保ちつゝ、該案の政府提出阻止に、議會不通過に、日夜兼行の猛運動重ねたのである。上京委員のみが猛運動を續けたばかりではなく、一般組合員の中には、神佛に祈願を凝めるものや、選舉區の緣故などを辿つて、夫々貴衆兩院議員に懇請するなど、あらゆる方法と手段とを講じて、該案の不成立を期したのである。斯くしてある間に該案は、愈よ二月二十五日、第六十七議會に提出と決し、翌二十六日上程されたが、組合員の努力空しからず、衆議院に於て、完膚なきまでに論難され、三月二十四日、大修正を加へられて、辛く衆議院を

通過したが、翌二十五日の貴族院に於て、上山萬之進氏等の痛烈なる反対のため、遂に、さしも天下を騒がせた米穀自治管理案は、審議未了に終り、苦闘半歳、凱歌高らかに米穀商側に揚がつたのである、この機を逸せず、東北六縣同業者の協力提携を將來に保持すべく、東北六縣米穀商組合聯合會結成の議を起し、本縣同業組合主催の下に、四月四日、仙臺市に設立協議會を開催したところ、福島縣米穀商組合聯合會、山形縣村山米移出商同業組合、酒田米穀問屋組合、鶴岡米穀商組合、秋田縣米穀商組合、青森縣米穀商組合聯合會、岩手縣米穀會等の参加あり、本縣米穀商同業組合組長手島雄八郎氏を會長に、岩淵喜平治氏を幹事に、荒谷道太郎氏を常任幹事に擧げ、恒久団体としての結成を告げた。斯くて昭和十一年度に入つたが、上述の通りの経過に於て、第六十七帝國議會に於て、審議未了に終つた米穀自治管理法案が、再び第六十八議會に提出の氣配が明かになつたので、組合は、再び反対運動を起すことになり、東北六縣米穀商組合聯合會に諮り、四月二十日、仙臺市公會堂に第二回東北六縣米穀業者大會を開催するに至つた。次いで五月一日、大阪市に全國大會開催せらるゝや、代表委員を参加せしめて反対の決議を行ひ、該案の議會提出に際しては、前回同様、實行委員は東京に滞留して關係方面に阻止の運動を試みたが、時恰も、戒嚴令施行の折柄とて、一般組合員の上京は阻止され、實行委員は、極度に運動を制肘され、言語に絶せる辛勞を嘗めたが、不屈不撓、銳意目的貫徹に努めたれども、時利あらず、該案は、附帯及び希望決議附で貴衆兩院を通過成立を告ぐるに至つた。翌昭和十二年は、七月十六日、東北六縣米穀商組合聯合會を通じ、組合代表委員二名と他縣代表委員と共に上京(一)米穀自治管理法附帯決議事項の急速實現(二)日本米穀會社案反対(三)米穀配給調整協議會の決議に係る参考案反対の三件を、内閣總理大臣、農林大藏

商工各大臣企劃院總裁、貴衆兩院議長、各政黨、日本商工會議所等に陳情した。翌十三年も、米穀配給機構改革案、日本米穀會社案等に對する反対意見を政府當局並に關係各方面に陳情、翌十四年は、二月三日、東北六縣米穀商組合聯合會主催の下に、仙臺市齋藤報恩會館を會場とし、東北六縣米穀商大會を開催して日本米穀株式會社法案に對する反対を議決したが、岩淵喜平治氏會長として司會、荒谷幹事長一切の説明に當り、四百餘名の會衆氣勢を揚げて解散、夫々關係方面に陳情し、翌三月五日には、本組合主催、齋藤報恩會館を會場として宮城縣米穀商大會を開催、會衆五百餘名、升評議員會長として司會、米穀配給統制法案反対を決議する等の運動を繰返した。商權擁護の大運動は、上述の如き経過に於て終熄し、その目的は遂に達成し得なかつたけれども、商業者の団体として、商權擁護のため、あらゆる障碍と苦難とを排し、信念の上に蹶起し、敢然として主張を堅持した點は、宮城縣米穀商同業組合業績の、最終の活躍であり、閉幕の華として禮讚に値すると思ふ。

支那事變と應召者の慰護

……國防獻金……郷土部隊慰問……見舞金……
……香華料……感謝文……等々夫々贈呈……

昭和十二年七月、蘆溝橋畔に轟き渡つた一發の銃聲に端を發した北支事變が、支那事變に擴大して既に四星霜を閲し、竟に新東亞共榮圈建設の今日に及んでゐるが、事變發生當時、本組合は、組合會の決議に依り、臨時應召者慰護規程を制定し、應召の組合員並に其の家族店員等の遺家族に對して、慰護の措置を講ずることにしたが、昭和十二年度に於ては、應召者の家族に對し、慰問金を贈呈せるもの二百十件、七百十圓、戦死戦病傷病死者に對し、香華料を贈れるもの三件十五圓を算した。猶ほ組合員の據出に依り、全年十月五日、金一千圓を一般國防獻金に、金三百五十圓を郷土部隊慰問金として贈呈した。全月二十日、第四十回定時組合會の決議に依り、陸海各派遣軍司令官並に郷土關係部隊の各部隊長に向け、感謝文を贈呈した。翌十三年度には慰問金八十七件三百四十七圓、戦病傷者見舞金十五件三十三圓、戦死戦病傷病死者香華料十一件金三十圓、翌十四年度は、慰問金四十四件百三十三圓、戦死戦病傷病死者香華料六件三十五圓を夫々贈呈して、銃後國民の義務の一端を果した。

組合の發達と人物

……二人と求め難い組長手島雄八郎氏……
……凡てを信念で貫いた二十五年の足跡……

いかに整備された機構も組織も、これが運用の適否は人にある。組合組織の如き團體が、其の成績を擧ぐると否とは、全く、之れが維持經營の衝に當る人物の適否に因ることはいふまでもない。米穀商同業組合が、明治三十七年創立以來、何等の事故もなく、解散に到るまで三十有餘年の長い歲月を、縣産米の改良と米商界の向上發達のために貢献し得たといふことは、組合員の素質の善良に歸因することは勿論であるが、之れを指導し經營する幹部に、その人を得たる結果に外ならない。團體を組成する分子が、いかに善良でも、幹部にその人を得ざる場合、その團體は崩壞の歩みを辿るのが通例である。之れと反對に、假令、組成分子が適良ならずとも、指導經營の衝に其の人を得れば、その團體は漸次向上進歩を示し、竟に組成分子全体が善良化するといふ事例が多い。組成分子も適良、指導經營の衝に當る幹部も優秀ならば問題はない。米穀商同業組合は、その第三者に屬するものであらうが、對處する業界の曲折を重ねた經過に徴すれば、組成分子が適良だとしても、幹部級の苦心と精進の程が偲ばれる。創業の功勞者、初代組長山田勝太郎氏の事績と閱歷の概略は、別項に記した通りであるが、大正六年二月二十五日、臨時組合會に於て組長に推薦され、翌三月十六日就任以來、解散に至るまで廿有五年の長きに亙り、其の任に當りて能く職責を果し、組合の向上充實に資したるは勿論、縣産米改良の上に貢献すると共に、米穀界の發展の上に功績を重

ねたる手島雄八郎氏に就いて語らねばならない。氏は明治七年八月二十七日志田郡敷玉村石森字中森三十八番地の本邸に生れ、若年の頃より本石米の東京市場取引に従事した人であるが、晩年全く取引界より退き、最近は、仙臺市中島町八番地の新邸に起居してゐる本縣屈指の素封家である。然し、世に有勝ちな、金殿玉樓に安逸の夢を食とるか、閑雲野鶴を友にして餘生を送るといつたやうな人ではない。常に社會公共の爲め力を致し、惜し氣なく資財を散ずる。氏の處世方針は「他人に迷惑を掛けず、自己も被らない」といふにあるらしい。氏は、極めて名利に恬淡、特に名譽慾に淡い。巨万の富を擁する氏は、銀行や諸會社の重役に推さるゝことが多いが、容易に受けない。氏の處世觀、人生觀の一斑が子女教育の上に現はれてゐる……といふのは、氏の令息達は、何れも最高學府に學び、また學びつゝある秀才揃ひであるが、學校を卒業しても、決して就職させない。氏は斯く語つてゐる「學を修めることはよいが、修得せる學問を以て、金を取るといふ考がいけない。人間は、物慾に走ると醜くゝなる。自分には、子女を教育し、子女の一生の生活を保障し得るだけの資産に恵まれてゐる。學問を生活の資料に供さなければならぬ様な境遇の人は、世間に澤山ある。給料を取らずとも生活し研學し得る者が就職して、就職せねば生活し難い人々の世界を狭くする必要はない」と、現に、氏の令嗣は、農學博士であるが、自邸内に立派な研究所を設けて研究に没頭してゐる。研究の結果は勿論夫々の方法に依つて、學界に貢獻するなり、社會國家に裨益せられてゐる。惜しい哉、獨逸留學中に長逝された次男の醫學博士も、修めたのは基礎醫學で、飽くまで學究の徒たらしむる方針であつたといふ。この家庭的事實が、よく氏の人柄を語つてゐると思ふ。氏に關する逸話美談は數々あるが、氏の傳記を叙するものでないから省略する。組長としての氏を語れ

ば「他に二人と求め難い理想の組長」といふに盡きる。二十有餘年勤續の組長として、未だ一回も、組合事務關係者等から、年末年始中元其の他の贈答品を收受したことがない。組合の事業のためには、私財を投じてその利益を計つてくれた。別項に記述した通り、事務所買入れの資金を、個人手島雄八郎としての責任に於て調達し、後日、多大の利益を組合そのものに與へたといふが如き、また組合業務のため、組長として、どこへ出張しても、一錢の旅費も日當も收受したことがない。別項商權擁護の大運動の際の如き、上京の費用だけでも多額なものであつたに拘らず、これ亦一錢の組合費も收受しなかつた。更に驚嘆に値する義舉は、組合が政府米買上に協力した際、組合として、一時百數十萬圓の巨費を運用しなければならなかつた。組合に斯かる多額の運用資金などあらう筈はない。その調達に困惑した際、氏は、組合員の請を容れ、一諾、私財百五十萬圓を組合に貸付けて、首尾能く用辨せしめ、而かも一錢の利益も私しなかつたいふ事實がある。普通凡庸の素封家などの、眞似も出来ないところである。氏は、事の成否を判断し、善惡を識別するに、極めて透徹せる頭腦の所持者であると共に、他人を愛し、清濁合せ呑むの雅量を有する人物である。平素の言動、極めて溫和な君子人であるが、自己の信念を吐露し、主張を貫徹せんとするが如き場合には、一言一句、熱と力に満ち、對者を説得せざれば止まざるの概がある。別項記載の、米穀自治管理法案反對運動のため上京し、某政黨本部を訪問陳情の際、ズラリとゐらば領袖連や選良達を前にして、該法案の不條理を説破し、之れが徹廢を要望した時の如き、平素の濃厚寡言な手島さんはまるで別人の如き觀があつたと、いまでも同行者の語り草となつてゐる。尤も、その時の氏は、組長としての手島でもなく、勿論米商人としての立場でもなく、東北の農村に棲む一介の地主とし

て、信念を率直に吐露したまでだと、氏自身が語つたさうである。

……一身を組合の爲めに獻げた荒谷道太郎氏……

……米商界になくてならない岩淵喜平治氏……

……太田永澤飯沼諸氏も夫々の時代の殊勲者……

この手島氏が、過去二十有五年の久しきに亙つて主宰した米穀商同業組合の解散に方つて斯く語つた。「長い間、組長を勤めたが、何等の功績もなく過ぎたことは、甚だ忸怩たるものがあるけれども、その間、何等の事故もなく、些かの不安もなく経過し得たことは、一偏に、組合員諸君の協心戮力に依ることは勿論、組合事務に携はつた人々の誠意職責に任じて呉れた賜に外ならない。この點に關し、組長として深く感謝してゐるところであるが、殊に、荒谷君の如き人物を得たことは、組合に取つて非常な幸福であつたと共に、組長として、感謝に堪へないところである。組合の事務一切は荒谷君の人と成りに信頼し、凡てを委せて些の不安も事故もなく経過し得たことは、一偏に、荒谷君等の犠牲的勤務に依つたものである。と私としては、組合事業の大綱を握り、大方針を決するだけで、凡ては、荒谷君や評議員の方々に委せて来たから、組長としての功績は何もない。」と謙遜された。手島組長の、口を極めて推賞する荒谷道太郎氏は、廣島縣の人、仙臺米穀取引所勤務のため仙臺に來た人であり、米穀商同業組合が別項記述の通り、取引所倉庫の表に同居同様の事務所を置いてゐた時代から、何かにと組合の事業を助けて呉れてゐたのが、初代組長山田勝太郎氏が、荒谷氏と縁戚關係にあるところから、取引所を退いて組合の事務員となり、爾來勤続、昭和十年四月、副組長に推擧され

て今日に至つたものであるが、月並な禮讚の辭句を列ねて、人物を推賞するまでもなく、手島氏の言葉にある如く、組合の爲めに、過去の生涯を打ち込んでくれた人である。銀行其の他諸會社等から、堅實にして而かも機敏な同氏の人物を見込まれ、好條件を以て招聘されたことが一再にとゞまらなかつたが、氏は、自己一身の榮達や、物質的な好餌を斥けて、終始組合の爲めに貢献したのである、別項商權擁護大運動の如き、東北六縣に烽火を揚げ、關東一圓にまで商權擁護のあらしを捲き起すに至つた眞の動因といふものは、全く荒谷氏の機敏な措置に發したものである。當時の新聞に、米穀自治管理法案の幹事私案なるものが掲載された時、「こりや、大變だ！」と氣がついて、運動のスタートを切り出したのである。同業組合が解散しても、商業組合の幹部として、同氏の如き人物を得てゐることとは、本縣米商界の爲め多幸と稱すべきである、荒谷氏の如き堅實機敏の人物に加ふるに、更に米商界には、昭和七年四月、副組長に擧げられて今日に至つた岩淵喜平治氏の如き、濃厚にして、而かも俠氣に富む人がゐる。氏は、所謂、親分肌の人であり、公私共に打算を超越して、他人の世話をやき、そのため自己に累を被むることさへ嫌はないといふ、稀に見る仁俠の士であるが、組合の爲めに貢献した実績も多大である。尙ほ、組合として、忘れてならない功勞者は數々ある。明治三十八年三月、組合創立當初の副組長に就任、大正三年二月、二代組長に推され、全六年三月滿期退職した太田庄七氏や、大正六年三月、副組長となり、昭和三年六月辭任した永澤小五郎氏、その後を繼いで副組長となり、昭和十年四月滿期退職した飯沼憲治氏の如き、夫々の時代に於て、時流の變遷に適應し、時局の推移に善處して、能く組合の發達向上に盡瘁した功績は甚大なものがあることを特記して置く。

古記録から拾つた沿革片々

……組合名稱と事務所の變遷……
……米商會所と米商組合取締所……
……同業組合法の發達と米商組合……

テンブラ井が天どんで通り、ボーク、カツレツがトンカツで通用する世の中だから、通用さへすれば、名稱などは甚麼でも可いやうなもの、組合の名稱などは左様ばかりも行かない。宮城縣米穀商同業組合なる名稱も、明治三十八年三月一日創立以來のものではない。創立から大正五年四月二十三日までは、宮城縣米商同業組合と稱へてゐた。それを、今年全月二十四日から、穀の一字を加へて、宮城縣米穀商同業組合としたものである。組合名の改稱と共に、事務所の移轉もあつた。創立當初から、大正六年十二月二十五日までの組合事務所は、宮城縣廳内に置かれてあつた。大正四年一月から、仙臺市裏五番丁十番地に、出張所を開設したが、前記の組合名稱變更の大正五年四月二十四日に廢止した。縣廳内に置いてあつた事務所を、大正六年十二月二十六日、仙臺市新傳馬町六十七番地に移轉したのである。更に既往に遡つて見ると、詮索が却々面倒になる。別項に記した通り、藩政時代から、本石米の輸出港であつた由緒で、明治初期の本縣輸出米關係の役所や大商店等が、石

卷にあつたことは當然であるが、後ちの米穀取引所ともいふべき機關は、米商會所といふ名稱で、石卷に設けられてあつた。それが、時の政府の野蒜開港に因つて、一時、米商會所も米商人も、續々野蒜港に移つたが、開港事業中止の騒ぎで、夫等の商人連は、再び石卷に戻つたのである。然し、米商會所だけは、暫く野蒜に置かれたまゝであつた。明治十七年山田勝太郎氏が、關西の空で、野蒜開港の評判を聞き、大いに爲すところあらんとして、幾百里の山河を越えて、石卷まで辿り着いた時は、既に開港は中止となり、野蒜は再び淋しい漁村に化してゐることを知つて落膽したが、米商會所だけは、野蒜にあるからと土地の人に教へられ、石卷から野蒜に赴く途中の難儀さを記した自叙傳がある。野蒜の米商會所に關する記録類として、明治十八年一月から今年六月までの間に、關係官衙から、野蒜米商會所に通達された御達書の綴りがある。それを見ると、宮城縣と印刷された十三行の赤罫半片罫紙に、「其會所客年十一月中實際報告差出候處不都合の廉有之下戻候條精査の上更に可差出此旨相達候事、明治十八年一月十三日宮城縣農商課」などといふ、嚴しいお達書がある。多分業務報告書の出鱈目でも發見されてのお叱りであらう。この種のお達書が二三葉綴り込まれてあるところから察すると、當時の業態の一斑が窺はれて興を覺える。左様かと思ふと、「其會所十二月分仲買人税金今以て送付無之差支候條至急上納可有之此段申達候也十八年一月十三日收稅課」などいふのもあり、まるでお目玉頂戴記録の觀がある。然し、二十五葉許り綴り込んである中に「阿部重兵衛儀其會所仲買人認許願別紙之通り指令相成候條本人へ下附可致此旨相達候事但認許料速に上納可爲致事明治十八年六月十六日宮城縣令松平正直代理宮城縣大書記官和達孚嘉」といふやうなものもある。

更に「其會所移轉の義出願に付其筋へ上申候處野蒜米商會所の名義を以て當分石卷港へ移轉營業の義聞届相成候條此旨相達候事明治十八年四月二十九日宮城縣令松平正直」といふ一葉があり、野蒜米商會所の石卷移轉を語つてゐる。同業組合關係の資料として、現存するものの中に、明治十九年一月十五日交付の廣瀨米商組合員章がある。縦三寸横二寸の小紙片の表面に、第四十號廣瀨米商組合員桃生郡小野本郷米商菅野源治と記され、裏面に交付日附と、組合の角判が押捺されてゐる。明治十九年といふと、宮城縣に米商組合の創始を見た翌年である。全年末現在の縣内米穀商は、千五百七十九名を算してゐる。ペンの序でに記すが、同業組合は、一致協力して業界の弊害を除去し、商品の聲價を維持するために生れた機關で、舊幕時代にも其の制度はあつた。明治維新後、諸制度の變革で、民間の組合は一時解消し、明治四五年頃に復活の機運を示し、明治十四五年頃には、法規を設定し取締規則を發布した府縣もあつた程である。農商務省は、明治十七年十一月同業組合準則を發布し、各府縣は之れに依準して同業組合準則を發布したが、宮城縣は、明治十八年に米商組合の創設を見たのである。全時に、各米商組合總代會に於て協議の上、宮城米商組合取締所を石卷に開設した。そして、「海路を經過する輸米は宮城米商組合取締所の検査を受けたる上にあらざれば輸出を爲すべからず」と規定し、更に「他縣米及雜穀等輸出の際は宮城米商組合取締所へ届出證明を受くるものとす」と定めてある。この當時の米検査は、積出米賣出米及小作米等凡ての検査をしたもので、村々や町々の入口などに検査所を設け、そこを通過する米俵に「サシ」を突ツ込んで検査したものだといふ。當今ならば、防空演習の町會員溜所といった態である。然し、この組合も健全な發達を遂ぐる事が出來ず、明治三十年解散の止むなきに至つたことは別項に述べた通りであ

る。明治二十八年一月十五日、宮城米商組合取締所長島田太郎氏が、各検査所及各組合の景況を報告した報告文の中に、「各米商組合の景況は改良の目的未だ其の發達を見ず否漸次事務弛緩の景況なしとせず畢竟米商組合の農家賣出米又は小作米の改良に重きを置くも如何せん農業組合は空名のみにて米商家より其の發達を促さんも容易の業に非ざればなり云々」と記してゐる。宮城縣で米商組合を解散した明治三十年の四月には、重要輸出品同業組合法といふ法律が發布され、更に全三十年三月、法律第三十五號を以て重要物産同業組合法の發布を見、この法律に準據して、宮城縣米商同業組合が、明治三十八年三月組織されたものである。同業組合法は、大正五年三月六日法律第十五號を以て改正公布されたが、検査と制裁とに重點を置いた改正である。爾後、同業組合が本格的な發達を遂げて現在に至り、統制經濟の世の中になつて解散した譯である。

米の港……………石巻の殷賑を語る

……………三十五反の民謡に偲ぶ明治初期の米商界……………

三十五反の帆を巻き揚げて、往くよ仙臺石巻……………昔からの民謡に知られる石巻は、藩政時代から明治初期に於ける東北の代表的港灣であり、物資の集散地であつたことは、更めて解説の要もあるまい。水源を南部領に發する北上川の流れが、漫々たる水を湛へ、本石巻の産域たる仙北の沃野を縫ふて、太平洋に注ぐところに石巻港がある。南部領一部の産米と仙臺領の本石巻とが、この長江の舟航に便せられて、三十五反の大帆船に船積みされ、大消費都市なる江戸を始め、關東關西方面にまで送り出されたことは當然である。三十五反の民謡が、當時の石巻の殷賑を象徴すると共に房州沖の荒濤を蹴つて、御本穀作りの美しい俵を満載した千石船の豪勢さを歌つたものとすれば、桃生郡廣瀨村界隈に残る糠塚の傳説は、本石巻搬送と北上川との關係を傳へた物語に外ならない。石巻に、仙臺藩のお米倉（米穀倉庫）のあつたことは語るまでもないが、一ノ關田村侯のお米倉も立派なものであつたと古老は語つてゐる。石巻から、親船に積込まれて、江戸に送られた米は、現在も町名に残る江戸淺草お藏前の倉庫に收納されたものである。別項に略記したやうに、米穀管理を實施してゐた仙臺藩政時代と石巻との由緒を知つて置くのも無益であるまいと思ふから、序に、ペンを進めるが、茲には、主として、封建時代の舊體制から、廢藩置縣の新體制に革まつた明治初期の狀況を概説しやうと思ふ。藩政時代も勿論だが、出船には國産米を満載したとして、入船には、何

を積んで來たかといふに、砂糖、塩、木綿といったものが主であつた。明治になつてからは、石巻と東京との航運に限らず、遠く北海道まで海運の便が開け、函館港からは、主として海産物が積込まれ、東京へ歸航の途中、宮古とか石巻とかの寄港地に夫等の物資を配給したものである。然し、何んといふても、石巻港の生命は本石巻の輸出にあるので、藩政時代から、江戸の米商人として本石巻を扱つてゐた人々の中で、明治になつてから、石巻に乗込んで來て米屋を始める者が現はれて來た。

……………維新直後江戸大手筋米商の石巻進出……………

……………今も噂に残る戸塚様の豪者な王侯生活……………

その中で、明治初年、米商として東京から石巻に來た戸塚貞輔といふ人の羽振りなどは、今日でも年寄達の間の思出話となつてゐる。その邸宅は、恰度現在の石巻市役所前の北上川に沿ふた一角であつたが、その生活の豪奢は、全く王侯を凌ぐものがあつたさうだ。石巻の有力家たる木村貫一氏や木村治平氏、毛利利惣治氏等は、何れも戸塚商店の番頭であつた。生活の豪奢は、結局商賣の繁榮を示すものであるが、その一例を語れば、明治初年の名優と謳はれた現中村吉右衛門の親の時藏一座が石巻で興行した時「戸塚様のお芝居見物」といふので、棧敷三間をブツ通し、緋毛氈を敷き詰めたところへ、戸塚氏夫人を始め、支配人、番頭、出入の者の妻君連など、紋服江戸褌に盛裝をこらしてズラリと列んだ光景は、どうしても大名格であつたといはれてゐる。これ程豪奢を極めた戸塚様も、明治十六年に至つて石巻を引揚げて、郷里なる神奈川縣戸塚に歸り去つた。何故であつたか。それを語ることは、明治文化の進運を説き、地方經濟の推移を語ることになる……………といふ理由は、明治初

めの數年間は、交通機關も、藩政時代そのまゝで、本石米の如きも、藩船ならぬ民有船の帆の力や櫓槳の力で荒波を乗切りつゝ、輸出してゐたが、西洋文明のお蔭で、俗に「蒸汽」と呼ばれた汽船が現はれ、石巻にも、北海道往復の蒸汽船が寄港するやうになつた。その汽船は、天下の富豪岩崎彌太郎氏を社長とし鎌田小一郎氏等を顧問とする三菱會社所屬のものであつた。然るに、當時の利権者品川彌二郎氏が、時の大官大久保利通卿等と相謀り、運輸會社を創設して三菱一派と競争することになつた。何んといふても、時の政府が後楯となつてゐるので、流石の三菱派も押され氣味であつたが、偉傑岩崎彌太郎氏は、容易に弱音を吐かない。北海道通ひの汽船も、桁外れの運賃の引下げ競争から、船客には、辨當附酒肴の御馳走まで添へるといふ大競争を續けた揚句、どうしても、政府が民間事業を壓迫するといふなら致方がない。所有船を品川沖で焼き拂つて自滅しやうと、とんでもない自爆自決の聲明を三菱派が出したので、御用會社なる品川彌二郎氏の運輸會社が折れて、三菱會社と合同し、茲に大日本郵船會社が生れ、その所屬船が、大阪神戸東京から石巻に寄港して北海道函館に通ふことになり、石巻には、東京から通常三日目位に寄港したものである。海運界が、斯うした變化を來してゐる一方、陸上の交通機關も漸次發達し、日本鐵道會社の汽車の便が、東北地方にも及んで來た。これが、本石米の輸出關係にも影響して來たことは勿論であるが、この趨勢を見透したものか、石巻の殿様と呼ばれた戸塚氏は、惜し氣もなく石巻を引揚げたものである。然し、一面に於ては、浦賀の豪商白井儀兵衛とか、全じく「川又」の屋號で知られた米商界の大手筋太田又四郎とか、東京の奥三郎兵衛とかいふ大商人が、次ぎ／＼と石巻に支店を設けて本石米の輸出に當つてゐた。その他、三井物産會社が、吉田某を支店長として支店を開設するやら、澁澤榮一氏の令弟澁澤喜作氏が、高山豊治氏

を代理として出張所を置くとか、海産物の小子興右衛門、上清の屋號で知られてゐる中村清藏等の利権者が、續々と現はれた。鐵道の發達に伴れて、本石米の縣外移出は、石巻から船積でといふ舊藩以來の特質は、漸次失はれては來たものゝ、米を中心とする石巻港の股賑は、却々素晴らしいものであつた。

……本石米は御本穀作からの轉化か？……

……米穀商同業組合の生れるまで……

斯くしてある間に、藩政以來、聲價を天下に馳せてゐた本石米も、漸次評判が悪くなり、價格も低下し出したので、これは一大事とばかり騒ぎ立て、明治十八年、米商組合で移出米の検査を始めることになつた。茲で、緒度書き添へて置きたいことは、本石米といふ名稱に就ての解説である。本石米の名稱は、勿論藩政時代からのものであるが、本石米といふと、筆者のやうな門外漢は、肥後米や備後米の様に、昔から品質の優良を以て天下に其の聲價を謳はれて今日に到つてゐると早合點したが、明治時代の事實だけに徴するも、却々そんなものではなく、本石米の名稱は、粗悪米代名詞かの如く嫌忌され、中央の取引界から除去されやうとしたことさへある過去の事實を想へば、本石米の聲價をして、今日あらしめるまでの、一進一退一起一伏の過去の産米界に貢献した農務行政當局や、米穀同業組合等の功績は、永久に忘却さるべきでないと思ふ。素より、本石米の名稱に就いては、種々の解説が行はれてゐるが、「御本穀作り」と稱された依裝から生れたものだといふ説が當つてゐるらしい。本年十一月一日から實施された米穀國家管理も、仙臺地方に於ては、六十二萬石の伊達藩時代から行はれてゐたといふても失當ではない。その仙臺産米の依裝に異色があり、方言「タワラバシ」

と稱する俵尻の小繩の編み方が、菊花の辨の如く美しく掛けられてあるのを御本穀作りと呼んだものが、いつか御本石米に轉化し、更に本石米に變じたものだといはれてゐる。容器なる俵の製法にさへ、これ程の入念さが施されたのであるから、内容なる米質の優良に専念したことは疑ひないが、それが、藩政管理から離れて、明治時代の自由主義經濟、資本主義經濟の時代に入り、純然たる商品と化したため、質より量へと傾いた點もあらうし、また明治初期の米作不適應の天候にも累されたことにも原因したらうが、兎に角に、本石米の不評判は、到底そのまゝ打捨て置く譯には行かなくなり、販賣米の検査を實施することになつたのである。早速、石巻に検査所を開設したが、當時の検査料は、一俵に付き五厘であつた。米穀取引界の全國的機關としては、東京、大阪、下關、桑名、石巻の六ヶ所に、米商會所が設けられてあつた。米商會所は、明治二十六年發布の取引所令に據る米穀取引所の前身であり、米商會所條令に準據したものであるが、これ等の機關は、後ち石巻から野蒜に移された。何故、野蒜に移されたかといふに、時の内務卿大久保利通公の力嚮を入れた野蒜開港のためであるが、何分にも、大懸りな政府事業として、時の縣令松平直直氏などの意氣込も凄いもので、各種の産業機關は、野蒜へ／＼と集中されたわけである。従つて大きな商人も集つた。屋號を和と呼んだ内田砂糖問屋など第一流の商店であつた。然るに、いまにも天下の良港となつて、入船出船に賑ふ筈の野蒜港は、不幸にも未完成の間に、大暴風雨の慘害に遭ひ、滅茶々に破壊されて築港中止の止むなきに至つた。従つて、米商會所も暫時休業といふことになつたが、野蒜の開港見込なしとなるや、米商會所も見込なしと見極めをつけた米商界の先覺者島田國太郎氏は、米商會所を解散し、斯くて縣當局と諮つて縣下に米商組合を組織したのである。斯うした變遷の間に

白い挿話がある。上述した通り、野蒜開港の前奏曲に踊らされて、米商會所が、石巻から野蒜に移つた後、石巻の元町に、石巻米會社といふ會社が現はれた。これは、米商會所條令に據らざる所謂潜り會社であるが、此處で毎日、空米取引が盛んに行はれた。其の筋でも、捨て、置けず、一齊檢擧の結果、四十名の違反者に對し、四百圓宛の罰金刑に處した。一人四百圓宛であるから、四十名一萬六千圓の罰金となつたまでは不思議はないが、當時の司法行政は長閑氣なもの、其の罰金で、新田町の現石巻裁判所を建築したといはれてゐる。嘘の様な實話か、眞實の様な嘘か、分らない。米穀商同業組合の前身縣米商組合取締所なる機關が、斯うした經過に於て生れたものであるが、生みの親なる島田國太郎氏から、別項に記した米商界の巨星であり、本縣産米改良の功勞者たる山田勝太郎氏の手に移つて、同業組合は、健全なる育成と發達を遂ぐるに至つたものである。その創立から解散に至るまでの沿革は、別記の通りであるから、茲には省略するが、其の創立總會を、宮城縣會議事堂に開催するまでには、生産者たる農民側にも米商人側にも、相當に反對があつた。反對側の急先鋒は、地方米商界の先進者鴛田利吉氏であつた。その、時兩者の調停役に當つたのは、手島雄八郎氏であり、兩者を説得して圓滿に創立の喜を告げたのである。然らば、何故に、同業組合の結成に反對があつたかといふに、當時の同業組合の使命目的の殆ど全部は中央に於ける本石米の聲價を挽回すべく、産米の検査を行ふといふ點にあつたため、検査の場所や手續や方法等に就いて、各種の意見の相違があつたり、そんな餘計な手数は……といつたやうな感情もあつて、遂に賛否兩派に分立對抗することにたつたのである。

組合解散の理由

……斯くて三十七年の歴史は閉ぢられた……

明治三十七年十二月二十五日創立以來、歲月を閲すること三十有七年、米穀業界に於ける自治團體として、各項に記述せる如き業績を重ねて來た同業組合も、業界近時の情勢に對處するの餘儀なきに到り、再度評議員會を開いて慎重審議の結果、斷乎解散に決し、昭和十五年九月九日午前十時より、臨時組合會を招集、代議員定數四十五名中、三十九名の出席を見、正式に解散を議決したものである。當日出席の代議員は、紺野甚之助、佐々木慶吉、三浦八郎左衛門、加藤久之助、千葉吉治郎、宮城龜治、菅野源七、千葉精吾、今野定之助、百足彦助、大江富次郎、丸吉商會、互理米肥會社、山口久作、佐藤喜平、高橋義一、一條正一郎、大和仁一郎、穴戸平治郎、鈴木忠吉、遠藤新吉、阿部源吉、菊地留治、芦立菊治、宮東榮壽、砂金善治、横山虎雄、鈴木清松、阿部卯八、升禎五郎、佐々木四郎右衛門、平野幸吉、菊極、千葉昇平、森正、姉齒新一郎、加藤長藏、高野由藏、津國善三郎の三十九氏であり、組長手島雄八郎氏より解散に關する諸案件審議の爲め臨時組合會を招集せる理由を述べ、加藤久之助氏議長席に着き、手島組長の外、岩淵喜平治、荒谷道太郎兩副長各議事に參與し、大和仁一郎、芦立菊

治兩氏を署名員に指名し、左の各號議案を附議した。▲第一號本組合の解散に付其筋に申請の件▲第二號功績者に對する措置に關する件▲第三號所有財産の處分に關する件の各號共荒谷副組長原案の朗讀説明に當り多少の質疑應答を重ねた後各號共満場一致可決確定を見たが、第三號案の確定案は左の通りである△本組合所有財産を左の通り處分すること(一)土地及建物並に備品一切は存續中處分せざることを條件として之を宮城縣米穀商業組合聯合會に讓與すること(二)基本金有價證券を賣却したる代金職員退職給與基金剩餘繰入及び昭和十五年度經費決算剩餘金の合計見積額約二萬二千七百三十五圓は左記の通り振當つること△支部解散に要する經費一萬二千圓△慰勞金及記念品五千六百圓△記念誌刊行費二千五百圓△慰靈祭及解散式五千圓△職員特別手當千二百五十圓△清算費八百八十五圓合計二萬二千七百三十五圓以上を以て午前十一時四十五分閉會を告げたのであるが、三十七年の歴史を有する組合の解散とて、何んとなくうら淋しいものがあつた。後日の爲め、當日提出の組合解散理由書を附記する。

近時統制經濟の進展に伴ひ本組合の執行すべき事業の範圍は遂次縮少を告げ營業品の取引亦一定の機構に依り配給せらるべき制度に改めらるゝ等經濟事情の變化の爲め之が設置の必要を著しく減殺するに至れり而かも加ふるに會て獎勵し來たれる米穀業者の商業組合は今や略々全地區に設立せられ其聯合會亦順調なる發達を遂げつゝあるを以て現在主として行ひつゝある統制事業は之等商業組合系統機關に於て概ね代替執行し得るに至れる外全國的狀態並に今後の傾向等に徴するも寧ろ之に移讓するを適當と認め茲に本組合を解散せんとする所以なり

石巻から……浦賀へ……浦賀から……深川へ……

……公米に町米を積合せて江戸へ輸送……

藩政時代、北上流域の納入米は、殆ど全部舟の便に依つて石巻に集中したものであるが、水の浅い支流では小舟に依り、小舟から平田船に積み替へて運んだものである。石巻に着くと奉行の検査があり、検査が終つて愈々納入の受渡をする。そして彼此二十棟許り立ち列んである御藏……倉庫に入れる。それから藩の御用船……俗に千石舟と稱した船や、民間所有の船等に積込んで、相州浦賀港へ輸送したものである。そして浦賀の奉行の検査を経て、俗に小マスと稱した小形船に積み替へて江戸深川の、御藏に納めるといふ順序であつた。之れを一般的に公米と稱してゐた。當時の大商人……札差が諸國大小名の碌米を買ひ、町米として之れを自由に賣買したものである。この札差商人が、江戸に廻送して来る米を目あてに、諸藩の要求に應じて御用金を立替へたものである。石巻から江戸へ積み出される米は、全部公米の筈であるが、町米と稱した民間賣買米をも、内密で公米と積み合せ、船便を利用して江戸に送つたものである。浦賀港の豪商で水戸家の御用商人であつた大黒屋事臼井儀兵衛が、嘉永年間に、石巻に支店を設けたことがある。それは、石巻には、公米以外の町米をも取引し得るといふことを確認したがためであつた。大黒屋の手船を以て、水戸領産の塩を、現在の岩手、宮城福島縣の會津方面へ賣り込み、歸り船には、石巻から町米を買占めて浦賀へ

送り巨利を占めたものである。その後間もなく明治維新となり、仙臺藩の六十二萬石が二十四萬石に減じられ、三十八萬石は政府に返納となつたので、東京の三井會社が、政府の御用商人として之れを扱ひ、また札差と呼んでゐた大商人は、東京廻米問屋と改稱して之れの取引に當ることになつた。明治六年頃、三井會社が石巻に支店を設け、戸塚貞輔が出張して來た。そして政府米の輸送を主としたのである。これと相前後して東京廻米問屋組合員奥三郎兵衛や本店を伊勢に置く久住五左衛門や上清事上總屋清兵衛その他二三の豪商が支店や出張所を設け、中津山登米佐沼米谷方面から岩手縣方面の薄衣一關水澤黒澤尻花巻盛岡方面まで北上川本支流の各地に出張して産米の買入れに つとめ、買入れ競争の果ては、各村落よりの出石概算に依つて前金を渡しても買入れた程である。そして是等の米を石巻から船で浦賀に廻送したのである。斯く取引が盛んになるに伴つて、明治六年頃、第一銀行石巻支店が置かれ、前後して三菱汽船會社石巻支店も設けられ、荻ノ濱定期寄航を見るに至つた。明治十六年日本郵船會社と改稱された。それに日本鐵道會社の東北線開通となつたので、明治十五六年頃からは、地元の商人も直接東京神奈川方面と取引するやうになつた。明治十四年及翌十五年の上半期は、如何なる原因か不明であるが、一石七圓台に暴騰した米價が、十五年晩秋、新石出廻りとなるや一石三圓台に暴落したので、各支店出張所では大打撃を被り、損失のため石巻を引揚げたのも二三あつた。豪者を謳はれた戸塚は明治十八年、久住は明治十五年に石巻を引揚げたと記憶してゐる。その後の事は、語る要もあるまい。云々。

米の昔話

全国各地の産米の銘柄は、大抵その地名に因んで名づけられてゐるが、宮城縣の産米だけは、地名とは思はれない銘柄を持つてゐる。由来に就いて諸説あり、遽かに断定も出来ないが、大體信するに足る根據に依つて語ると斯ふである。武江年表に據れば「寛永九年奥州仙臺の米穀始めて江戸へ廻る」とある。江戸へ出廻つたといふだけではなく「今に江戸三分二は奥州米の由なり」と記されてあるところから、いかに大量に出廻つてゐたものか判かる。江戸市の中に出廻る米の王座を占めてゐる建米となり米穀の中心基本といふやうな意味から本穀米と呼ばれるやうになつたものかも知れない。後世略して本石米と書くやうになつたものらしい。之れに關する文獻としては、伊達家史叢談に

「我藩にては毎年封内産出の米數十萬を買入れ江戸に輸送して賣拂ひ藩の財政を助けたり。其の額の多きと其の價格の他に比して頗る廉なりしと依り江戸の市民喜んで仙臺米を愛用せり故に江戸市中に要せし米の三分の一は仙臺米なりしといふ爰を以て仙臺米の江戸に着するや米價に大なる影響ありたり仙臺米の事を本穀米と稱するも其の爲なり」とある。また切手賣御願濟に

「江戸表の儀相考候得者仙臺屋舖江戸廻米第一番之回米高に付夏冬共建米に相成候儀と奉存候」これ等の記録に徴しても、仙臺米の大量出廻りを證據立て、江戸出廻米中の建米となり、本穀と呼ばれるものかと考へて無理はなささうだ。▲別項にも記述したやうに、伊達藩の米の輸出は北は北上川に依つて石巻に集め、南は阿武隈川に依つて荒濱に集めて海路江戸に廻送したものだ。後世に至り石巻から積出すものを本石米と稱し荒濱から積出すものを互理米といふやうになつたが往時は仙北

米も仙南米も共に本穀米と呼ばれたものである。互理米は昭和の初め頃仙南米と改稱されて今日に及んでゐる。以上の産米銘柄「本石米」の由来に就いては、本縣立農事試験場長寺澤保房氏の説に據るものである▲仙臺米と江戸の取引に就いて、河村瑞賢の功績の如く考へる人もあるやうだが、前述した文獻に據るも亦た、三省録の中に「奥州の米穀の始めて江戸に輸入せしは寛永九年にして當時仙臺米の價は一兩に七石四斗を價し中途一分に六斗を替ふ」と記され近代世事談また諸家深秘録にも「奥州米の江戸に廻漕せしは實に寛永九年にあり之れより絶えず入津す」と記されてあるを以て見ると、河村瑞賢の海路開修より七十四年の前に既に仙臺米は江戸に輸出されてゐることが明白である矢張り藩祖政宗公の偉業の一ツである▲寛永時代の仙臺の價格のことが出たから、序でに明治初年のことを調べて見ると、明治初年東京に於て白米の小賣相場騰貴のため細民の米騒動があつた其の時仙臺では白米一升銀二朱を唱へたが仙臺で初めて外國米を輸入したのはこの時である▲米の話序でに、緒度風變りな方面のことを記せば、明治二十八年頃當時の農商務省技師船津傳次兵衛氏の原作「稻作の小言」といふチヨボクレ節が全国的に流行したものである。要するに米食禮讚、産米の改良を鼓吹したものであるが、その當時、歐州米禮讚からか食糧政策からかわからないが、米食を廢して肉食とせよなどと、眞面目に主張する人さへあつたから、斯うしたチヨボクレ節も流行したものであらう▲徳川時代、享保六十七年の頃から米價大下落同十六七年頃には金一兩に米二石二斗三升と暴落しお蔵米百俵十八兩乃至十九兩といふのだから官民共に安くて困り抜いた揚句、白米を船積みし品川沖に沈めた事實さへある▲別項に記したが、宮城縣に於て明治十年始めて米穀検査規則を設けて産米の改良に資したが、それは明治十年當時石巻町の戸長を勤めてゐた佐藤丈輔といふ人が、島田國太郎氏等と謀つて縣當局に具申し請願した結果である。

創立以來の組合役員並代議員

……故人に對し謹て敬弔の意を表す……

制度、機構よりも人である。組合創立以來、解散に至るまで三十有餘年の久しき間、産米の改良、米穀取引の改善助成、販路の擴張、販賣の斡旋等、或は消極的に或は積極的に、組合本來の目的使命に精進して實績を挙げ、更に進んで商權擁護の大運動をも敢行せる組合の歴史を回顧する時、誰人と雖も、組合の維持經營の衝に當つた人々の、功勞に感謝しない者はあるまいと思ふ。夫等の人々の功績を、永遠に記念するため、創立以來の役員名竝に變遷を、沿革誌に録することも、決して徒爾ではあるまい。左氏名の下に○印を附せるは、昭和十五年十月現在の調べに依る死亡者である。謹て敬弔の意を表したい。

組 長 副組長 評議員
支部役員 代議員 一 覽

(○印 死亡者)

組 合 役 員

就 職 年 月	退 職 年 月	退 職 事 由	職 名	氏 名
明治卅八年三月	大正元年十一月	死 亡	組 長	山 田 勝 太 郎
大正三年二月	同 六 年 三 月	滿 期	同	太 田 庄 七 郎
同 六 年 三 月	同 六 年 三 月	解 散	同	手 島 雄 八 郎
明治卅八年三月	大正三年一月	滿 期	副 組 長	太 田 庄 七 郎
大正三年二月	同 六 年 一 月	辭 任	同	鴫 田 利 吉
同 六 年 三 月	昭和三年六月	同	同	塩釜水産合資會社 (代表者 永澤小五郎)
昭和六年三月	同 十 年 四 月	滿 期	同	飯 沼 薰 治
同 七 年 四 月	同 十 年 四 月	解 散	同	岩 淵 喜 平 治
同 十 年 四 月	大正六年三月	同 期	同	荒 谷 道 太 郎
明治卅八年三月	同	同	評 議 員	佐 藤 啓 之 丞
同	同	同	同	鈴 木 儀 助
同	同	死 亡	同	津 田 伴 作
同	明治四十五年五月	同	同	鈴 木 藤 左 衛 門

同十三年三月	大正七年一月	同八年二月	大正七年一月	同十年二月	同十年十二月	大正七年一月	同九年一月	同十四年一月	昭和七年一月	同十二年十二月	大正七年一月	同九年一月	同十四年十一月	昭和六年十二月	同十二年十一月	大正七年一月
大正七年二月	大正十年一月	同十年十月	大正九年一月	同十三年三月	昭和七年一月	同十二年十二月	大正九年一月	同十四年十一月	昭和六年十二月	同十二年十一月	大正十三年二月	同十四年十一月	昭和六年十二月	同十二年十一月	大正十三年二月	大正十三年二月
解 散	死 亡	解 散	死 亡	解 散	脫 退	解 散	滿 期	辭 任	滿 期	同 散	同 散	同 散	同 散	同 散	同 散	辭 任
同 部 長	支 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長
佐藤新吾	鈴木儀助	鈴木儀助	鈴木儀助	鈴木儀助	鈴木儀助	鈴木儀助	鈴木儀助	鈴木儀助	鈴木儀助	鈴木儀助	鈴木儀助	鈴木儀助	鈴木儀助	鈴木儀助	鈴木儀助	鈴木儀助

昭和九年十二月	大正七年一月	同十二年十二月	昭和六年十二月	同十三年一月	大正七年一月	同八年二月	同九年一月	同十年十二月	同十五年一月	昭和七年一月	同十三年三月	大正七年一月	同十年十二月	同十三年一月	昭和七年三月	同九年九月	同十三年三月
大正十二年五月	昭和六年十二月	同十三年一月	大正七年九月	同九年一月	同十年十二月	同十五年一月	昭和七年一月	同十三年三月	大正十年十二月	同十三年一月	昭和七年三月	同九年九月	同十三年三月	大正十三年三月	同十三年三月	同十三年三月	同十三年三月
解 散	死 亡	滿 期	同 散	解 任	辭 任	滿 期	同 散	同 散	同 散	同 散	同 散	同 散	同 散	同 散	同 散	同 散	同 散
同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長	同 部 長
大江富次郎	大江富三郎	大井久之助	菊地太吉	松岡清三郎	松岡清三郎	松岡清三郎	松岡清三郎	松岡清三郎	松岡清三郎	松岡清三郎	松岡清三郎	松岡清三郎	松岡清三郎	松岡清三郎	松岡清三郎	松岡清三郎	松岡清三郎

昭和三年一月	同十三年一月	同九年一月	同八年一月	大正七年一月	同十年一月	昭和四年一月	同十三年一月	同八年一月	大正七年一月	同十三年一月	昭和十年一月	同十五年一月	同十五年一月	同九年一月	大正七年一月
同七年一月	同十年一月	昭和二年七月	同十三年一月	同九年一月	大正八年一月	同十年一月	昭和四年一月	同十一年十二月	大正七年九月	同十一年一月	昭和十年一月	同十五年一月	同十五年一月	同九年一月	大正九年一月
滿期	滿期	死亡	同	滿期	轉役	解散	同	滿期	辭任	解散	同	同	同	同	滿期
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
伊澤菊之助	上村新之助	阿部喜平藏	岩淵喜平	菊地新三	上村新三	菊田善衛	岩淵喜平	遠藤仁平	野澤百三郎	畑惣三郎	柿沼四郎	佐々木襲吉	小池養之助	菊地安吉	小幡里巳
		○				○							○		

同七年一月	昭和四年一月	同十五年一月	同十五年一月	同九年一月	同九年一月	同八年一月	大正七年一月	同十三年二月	同十三年三月	同十年三月	同七年一月	昭和四年一月	同十五年一月	大正七年一月	同十三年三月	同七年一月	昭和四年一月	同十三年三月	同七年一月	昭和四年一月	大正十五年一月
同七年一月	同七年一月	同十五年一月	同十五年一月	同九年一月	同九年一月	同八年一月	大正七年十月	同十三年三月	同十三年三月	同十年三月	同七年一月	昭和四年一月	同十五年一月	大正十五年一月	同十三年三月	同七年一月	昭和四年一月	同十三年三月	同七年一月	昭和四年一月	大正十五年一月
解散	同	同	同	同	同	滿期	辭任	解散	同	同	同	同	滿期	解散	同	同	同	同	同	同	滿期
同	同	同	同	同	同	同	支長	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
支長	支長	支長	支長	支長	支長	支長	支長	支長	支長	支長	支長	支長	支長	支長	支長	支長	支長	支長	支長	支長	支長
佐藤五郎	菊地安吉	小池養之助	菊地安吉	熊谷政治	同	阿部新五郎	渡邊平治	針生三之助	渡邊平治	阿部富之助	遠藤重助	山田勝八	阿部勝八	阿部勝八	阿部勝八	伊深源三郎					
	○		○	○																	

同十四年一月	大正七年二月	昭和三年一月	同七年二月	同十年二月	同十一年三月	同十三年二月	同十四年一月	同	大正七年二月	昭和十三年三月	大正七年二月	同九年一月	昭和十年一月	同十三年二月	同十三年二月	大正七年二月	同九年一月	同十三年二月	大正七年二月	同九年一月
昭和十二年六月	昭和七年十二月	同七年一月	同十年二月	同十四年四月	同十四年二月	同十四年二月	同十四年一月	同	昭和九年一月	昭和十三年三月	大正九年一月	昭和十年一月	同十三年二月	同十三年五月	大正八年三月	同十一年一月	同	同	同	同
辭任	解散	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小野寺昌治	三島眞之丞	森兵衛	伊藤	土井安右衛門	渡邊愛造	餅山與一	丸山秀	三島眞之丞	鈴木忠五郎	佐々木勘助	鈴木木三郎	鈴木憲三郎	鈴木木三郎	鈴木木三郎	鈴木木三郎	鈴木木三郎	鈴木木三郎	鈴木木三郎	鈴木木三郎	鈴木木三郎

同七年一月	同十年一月	同十三年一月	大正七年一月	同十一年一月	同十五年一月	昭和四年一月	同十三年一月	大正七年二月	同九年一月	同十五年一月	昭和七年一月	同十年一月	同十三年一月	同十三年三月
昭和十二年六月	大正十一年一月	同十四年九月	昭和十三年一月	大正十一年一月	同十五年一月	昭和四年一月	同十三年一月	大正九年一月	同十五年一月	昭和七年一月	同十年一月	同十三年一月	同十三年三月	同十四年一月
辭任	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小野寺昌治	荻野	小野寺昌治	小野寺昌治	小野寺昌治	小野寺昌治	小野寺昌治	小野寺昌治	小野寺昌治	小野寺昌治	小野寺昌治	小野寺昌治	小野寺昌治	小野寺昌治	小野寺昌治

同十三年二月	大正七年一月	同八年二月	同九年七月	同十五年十二月	大正七年一月	同十五年二月	大正七年二月	同十三年一月	昭和十年一月	大正七年一月	同十三年一月	昭和十年一月	大正七年二月	同十三年三月	昭和十三年二月	大正七年二月
大正七年十月	同九年二月	同十五年十二月	大正十五年二月	大正十三年一月	昭和十年一月	大正十三年三月	昭和十三年二月	大正十一年一月	同十三年二月	同十三年二月	同十三年二月	同十三年二月	同十三年二月	同十三年二月	同十三年二月	同十三年二月
解散	死亡	辭任	解散	解散	解散	解散	解散	解散	解散	解散	解散	解散	解散	解散	解散	解散
同副長	支米部長	同副長	同副長	同副長	同副長	同副長	同副長	同副長	同副長	同副長	同副長	同副長	同副長	同副長	同副長	同副長
後藤幸藏	沼田重太郎	沼田忠太郎	沼田忠太郎	沼田忠太郎	沼田忠太郎	沼田忠太郎	沼田忠太郎	沼田忠太郎	沼田忠太郎	沼田忠太郎	沼田忠太郎	沼田忠太郎	沼田忠太郎	沼田忠太郎	沼田忠太郎	沼田忠太郎
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

同八年一月	同八年九月	同九年一月	同十五年三月	昭和四年一月	同十年三月	大正七年一月	同九年二月	同十三年二月	昭和七年一月	同十三年二月	大正七年一月	同九年二月	同十三年二月	昭和四年二月	同七年二月	同十三年二月
大正八年一月	同八年六月	同九年一月	同十五年三月	昭和四年一月	同十年三月	大正九年二月	同十二年十二月	昭和七年一月	同十三年二月	大正九年二月	同十三年二月	同十三年二月	同十三年二月	同十三年二月	同十三年二月	同十三年二月
轉役	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同副長	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
合資會社 佐清米穀部 (代表者 佐藤秀五郎)	佐々木利一郎	宇壽山季男	高橋周三	佐藤慶三	高橋周三	佐藤慶三	高橋周三	佐藤慶三	高橋周三	佐藤慶三	高橋周三	佐藤慶三	高橋周三	佐藤慶三	高橋周三	佐藤慶三
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

大正十一年一月	同十三年三月	同十五年二月	昭和四年二月	同七年二月	同十三年二月	大正七年二月	昭和六年一月	大正七年二月	昭和七年一月	同十年二月	大正七年一月	同十三年二月	昭和七年一月	同十年一月	大正七年一月	同十三年二月	昭和七年一月	大正十三年二月	昭和十三年二月
大正十三年三月	同十五年二月	昭和四年二月	同七年二月	同十三年二月	昭和五年七月	昭和七年一月	同十年二月	昭和七年一月	大正十三年二月	昭和七年一月	同十年一月	大正十三年二月	昭和七年一月	大正十三年二月	昭和七年一月	同十年一月	大正十三年二月	昭和七年一月	大正十三年二月
滿期	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同副長	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
阿部清見	明日良右衛門	明日日	太田雄吾	伊藤藤倫	森七治	五島市三郎	五島德治郎	山田勇助	佐々木幸四郎	高橋寅吉	門間銀助	和賀井長兵衛	福原長松	阿部源吉	清水常七	福原長松	阿部源吉	清水常七	福原長松

昭和七年一月	同十年一月	同十三年一月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和十年一月	同十三年一月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
阿部源吉	合資會社 岩崎商店 (代表者 鈴木熊吉)	七宮欽助	門間幸藏	伊藤藤通	星才一	西條太	佐藤政治	末永源吉	星孝一	伊藤巨治	佐藤安平	芳賀官	宮城龜治	佐藤良之助	佐藤長太郎	佐藤安太郎	佐藤安太郎	佐藤安太郎	佐藤安太郎

大正九年一月	大正十五年一月	滿期	同	宮城
同十五年一月	昭和七年二月	同	同	佐藤長太
昭和七年二月	同十年二月	同	同	久保田嘉平
同十年二月	大正七年一月	解散	同	伊藤屋合資會社 (代表者 伊藤巨治郎)
大正七年一月	同八年二月	辭任	支氣管 部仙沼	菅野卯兵衛
同八年二月	同十一年十二月	死亡	同	德山謙治
同十一年十二月	昭和七年一月	滿期	同	小野寺信三
昭和七年一月	同十三年一月	同	同	菅原太惣兵衛
同十三年一月	大正七年一月	散解	同	吉田太
大正七年一月	同八年二月	辭任	同	田中友之助
同八年二月	同十一年十二月	轉役	同	小野寺信三
同十一年十二月	同十二年八月	脫退	同	吉田治三
同十二年八月	昭和三年十二月	滿期	同	吉田仙太郎
昭和三年十二月		散期	同	鹿野善助

代 議 員

舊選舉區	現選舉區	當選年月	退職年月	退職事由	氏名
刈田郡	白石	大正五年十二月	昭和六年三月	轉役	飯沼 薰治
同	同	同	大正七年九月	死亡	新田 恒治郎
同	同	同十一年十一月	同十三年九月	脫退	佐藤 善助
同	同	同十三年十月	昭和六年十二月	滿期	山崎 長治郎
同	同	昭和六年十月	昭和十年一月	解散	武者 圓治郎
同	同	同七年一月	昭和十年一月	滿期	白石精麥株式會社
同	同	同十年一月	大正十年九月	解散	一條 正一郎
同	大河原	大正五年十二月	昭和二年九月	死亡	大泉 豐吉
同	同	同十年十月	昭和二年九月	同	村上 惣吉
同	同	昭和二年九月	同三年十二月	滿期	佐藤 喜八
同	同	同四年一月	同四年十二月	脫退	山口 定吉
同	同	同五年三月	同十年一月	滿期	佐藤 喜八
同	同	同十年一月	昭和九年十二月	解散	横山 虎雄
村田	同	大正九年一月		死亡	大沼 十平

名取郡

長町

大正五年十二月

昭和三年十二月

滿期

熊谷 政治 ○

仙臺市

仙臺

大正五年十二月

大正八年十二月

解散

菊地 安吉 ○

同

同

同

同

同

佐々木 慶吉 ○

同

同

同

同

同

野澤 百藏 ○

同

同

同

同

同

遺藤 仁助 ○

同

同

同

同

同

株式 福田商會 仙臺支店

同

同

同

同

同

岩淵 喜平治 ○

同

同

同

同

同

小野寺 昌治 ○

同

同

同

同

同

菊田 善衛 ○

同

同

同

同

同

岩淵 喜平治 ○

同

同

同

同

同

伊澤 菊之助 ○

同

同

同

同

同

上村 新之助 ○

同

同

同

同

同

姉齒 新一郎 ○

同

同

同

同

同

津國 善三郎 ○

同

同

同

同

同

菅立 菊治 ○

同

同

同

同

同

東海林 新兵衛 ○

同

同

同

同

同

草野 甚太郎 ○

同

同

同

同

同

丸高合資會社 ○

同

同

同

同

同

菅原 喜藏 ○

同

同

同

同

同

加藤 惣太郎 ○

同

同

同

同

同

松崎 亥之助 ○

同

同

同

同

同

森 兵吉 ○

同

同

同

同

同

佐藤 豐治 ○

同

同

同

同

同

丹野 與右衛門 ○

同

同

同

同

同

佐藤 九十郎 ○

同

同

同

同

同

双立精米倉庫株式會社

同

同

同

同

同

千賀 清藏 ○

同

同

同

同

同

赤井 爲治 ○

同

同

同

同

同

合資 有賀屋商店

同

同

同

同

同

鈴木 忠吉 ○

同

同

同

同

同

土井 安右衛門 ○

同

同

同

同

同

千葉 吉治郎 ○

同

同

同

同

同

鈴木 紋三郎 ○

同

同

同

同

同

松崎 勝治 ○

宮城郡

塩釜

大正五年十二月

大正五年一月

滿期

佐藤 兵吉 ○

同

同

同

同

佐藤 豐治 ○

同

同

同

同

丹野 與右衛門 ○

同

同

同

同

佐藤 九十郎 ○

同

同

同

同

双立精米倉庫株式會社

同

同

同

同

千賀 清藏 ○

同

同

同

同

赤井 爲治 ○

同

同

同

同

合資 有賀屋商店

同

同

同

同

鈴木 忠吉 ○

同

同

同

同

土井 安右衛門 ○

同

同

同

同

千葉 吉治郎 ○

同

同

同

同

鈴木 紋三郎 ○

同

同

同

同

松崎 勝治 ○

同

同

同

同

丸高合資會社 ○

同

同

同

同

菅原 喜藏 ○

同

同

同

同

加藤 惣太郎 ○

同

同

同

同

松崎 亥之助 ○

同

同

同

同

森 兵吉 ○

名取郡

長町

大正五年十二月

昭和三年十二月

滿期

熊谷 政治 ○

仙臺市

仙臺

大正五年十二月

大正八年十二月

解散

菊地 安吉 ○

同

同

同

同

同

佐々木 慶吉 ○

同

同

同

同

同

野澤 百藏 ○

同

同

同

同

同

遺藤 仁助 ○

同

同

同

同

同

株式 福田商會 仙臺支店

同

同

同

同

同

岩淵 喜平治 ○

同

同

同

同

同

小野寺 昌治 ○

登米郡

佐沼

大正五年十二月

大正九年一月

滿期

佐藤慶三郎

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

菅原銀作

同

同

同

同

石川庄次郎

同

同

同

同

大場福治

同

同

同

同

田中才太郎

同

同

同

同

今野定之助

同

同

同

同

今野定五郎

同

同

同

同

砂金善治

同

同

同

同

砂金善治

同

同

同

同

木村梅治

同

同

同

同

菅原貞次郎

同

同

同

同

大山新作

同

同

同

同

丸一蘭穀株式會社

同

同

同

同

丸五株式會社

同

同

同

同

佐々木四郎右衛門

同

同

同

同

吉村利一郎

同

同

同

同

菊地要

同

同

同

同

松本吉太郎

同

同

同

同

丸五株式會社

同

同

同

同

菊地要

同

同

同

同

菊地要

同

同

同

同

松本吉太郎

同

同

同

同

松本吉太郎

本吉郡

柳津

大正五年十二月

大正十五年十二月

死亡

星才一〇

同

昭和二年一月

昭和三年十二月

滿期

西條太

同

同四年一月

同

解散

菊極

志津川

大正九年一月

昭和六年十二月

滿期

伊藤巨治郎

同

昭和七年一月

同

解散

宮城龜治

氣仙沼

大正九年二月

大正九年十月

脫退

合資田中米店

同

同十月

同十一年十月

死亡

德山謙治

同

同十一年十二月

同十五年一月

滿期

菅原卯兵衛

同

同十五年一月

昭和三年十二月

同

齋藤太郎

同

昭和四年一月

同六年十二月

同

吉田仙太郎

同

同七年一月

同十年一月

同

鹿野善助

同

同十年一月

同

解散

平野幸吉

(非賣品)

昭和十六年二月十日印刷
昭和十六年三月十日發行

宮城縣名取郡生田村綱字木六番地

編輯兼發行人 富田廣重

仙臺市東二番丁九十七番地

印刷人 原田正

同市同丁同番地

印刷所 原田印刷所

同市同丁同番地

發行所 原田印刷所

414
380

昭和十六年二月十日發行
昭和十六年二月十日印刷

發行所 東京市神田區
 印刷所 東京市神田區
 發行人 富田 龍
 重

終

